

平成26年知立市議会12月定例会市民福祉委員会

1. 招集年月日 平成26年12月9日（火） 午前10時

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（7名）

杉山 千春	三宅 守人	高木千恵子	永田 起也
稲垣 達雄	佐藤 修	石川 信生	

4. 欠席委員

な し

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
福祉子ども部長	成瀬 達美	福祉課長	長谷 嘉之
子ども課長	星野 主税	保険健康部長	加藤 初
長寿介護課長	中村 明広	国保医療課長	正木 徹
健康増進課長	清水 弘一	市民部長	山口 義勝
市民課長	稲垣 利之	経済課長	早川 晋
環境課長	高木 勝		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	島津 博史	議事課長	横井 宏和
議事係長	近藤 克好		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

事 件 名	審査結果
議案第59号 第3期知立市障がい者計画の策定について	原案可決
議案第60号 知立市子ども・子育て支援事業計画の策定について	〃
議案第61号 第2次健康知立ともだち21計画の策定について	〃
議案第67号 知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例	〃
議案第68号 知立市中央子育て支援センター条例	〃
議案第69号 知立市かとれあワークスの指定管理者の指定について	〃
議案第70号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定について	〃
議案第71号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定について	〃
議案第72号 逢妻衛生処理組合理約の変更について	〃
議案第73号 逢妻衛生処理組合の解散について	〃
議案第74号 逢妻衛生処理組合の解散に伴う財産処分について	〃
議案第75号 し尿処理事務の委託について	〃
議案第83号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃
陳情第34号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書	不採択
陳情第35号 愛知県に対し福祉医療制度に関する意見書提出を求める陳情書	〃
陳情第36号 愛知県に対し医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書	採択
陳情第38号 年金制度に関する意見書提出を求める陳情書	不採択

陳情第39号	介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情書	不採択
陳情第40号	子ども医療費助成制度に関する意見書提出を求める陳情書	〃
陳情第41号	新たな患者負担増に関する意見書提出を求める陳情書	〃
陳情第42号	病棟転換型居住系施設に関する意見書提出を求める陳情書	〃
陳情第43号	介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書	採択
陳情第44号	生活保護に関する意見書提出を求める陳情書	不採択

開会 午前10時00分

○稲垣委員長

定足数に達していますので、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は23件、すなわち議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第83号、陳情第34号、陳情第35号、陳情第36号、陳情第38号、陳情第39号、陳情第40号、陳情第41号、陳情第42号、陳情第43号、陳情第44号です。これらの案件を逐次議題といたします。

なお、陳情第34号から陳情第36号及び陳情第38号から陳情第44号までの10件につきましては、趣旨説明の希望がございます。まずこの委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案等の審査が終了した後に行いますので御承知願います。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。初めに手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。

なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場に立って行ってください。

それでは、愛知自治体キャラバン実行委員会より提出されました陳情第34号から陳情第36号及び陳情第38号から陳情第44号までの提出者代理人、久保田武さん、説明席にお座りください。

久保田さん、陳情第34号から陳情第36号及び陳情第38号から陳情第44号までの趣旨説明をお願いいたします。

○久保田陳情提出代理人

おはようございます。愛知自治体キャラバン実行委員会の久保田と申します。それでは早速ですが、時間ありませんので陳情書の説明に入りたいと思います。

まず陳情事項1でございます。生活保護につきましては、昨年生活保護法が改定されて、私たちも心配しているところでございますが、知立市におかれましては、そういうことはないと思いますがいわゆる水際作戦ということで、申請を受け付けられないような自治体も幾つかあるというふう聞いております。そういうことがないようによろしくお願いいたしますということでございます。

それから、同時に生活保護基準が引き下げられて、それに連動して影響を受ける施策がございます。とりわけ就学援助の問題ですとか、その辺につきましては、今まで受けていた方が受けられなくなるということがないようによろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の安心できる介護保障の問題でございます。第6期の介護保険料、これが今検討中だというふうに思いますが、第5期の知立市におかれましては、段階が11段階というふうに聞いております。国のほうも、今回の介護保険法改定で標準9段階に多段階化されております。名古屋市では今12段階ですが、第6期では15段階に広げると、多くするというふうにも聞いておりますので、より一層の多段階化をよろしくお願いいたします。

そして、もう1つの問題は、とりわけ低所得者の倍率の問題でございますが、例えば刈谷市におかれましては、第1段階は0.1、そして第2段階は0.35ということで低所得者の方の倍率を低く抑えています。知立市におかれましても、そういうことをぜひ御検討お願いしたいと思っております。

続いて基盤整備でございます。自治体キャラバンのアンケートでことしの4月現在、待機者が102人というふうに聞いております。この待機者を早急に解消するために、第6期においてぜひ特養の常設等を御検討お願いしたいというふうに思っています。

さて③です。地域包括ケアを含む新しい総合事業でございますが、これは6月に医療介護総合法ができて来年度以降、自治体に要支援の方の訪問介護、通所介護が自治体の事業に移行されるということがございます。これについては私たち非常に心配しております。今までヘルパーあるいはデイサービスを受けられた方が切り捨てられるんじゃないかということで心配しております。こういうことが起こりますと、より一層重度化して家族の負担がふえる、あるいは認知症の方が非常に困るということを心配しております。そういう点で、今までの専門的なサービスが受けられるようにお願いしたいと思います。

それから、要介護認定におかれましても、いわゆる国のほうが示したチェックリストというのがありますが、単純にこのチェックリストに回すということがないように、全て介護保険を受けたい方は要介護認定に回していただくということを徹底していただきたいと思います。

④につきましては、いろんな施策が行われていると思いますが、引き続き安否確認や外出支援、高齢者のサロン等の充実をよろしくお願いいたします。

大きな3番、福祉医療制度でございます。県のほうも今のところは縮小せずというふうに言っておりますが、引き続き福祉医療制度の充実をお願いしたい。それから、とりわけ子どもの医療費につきましては、知立市におかれましては中学校卒業まででございますが、ぜひ18歳までということでもよろしくお願いいたします。

子育て支援でございますが、国のほうの保育制度の改定でございますが、引き続き自治体の責任で保育を充実していただきたいと思います。

次に5番目、国民健康保険の問題でございます。これにつきましては、本当に高過ぎる保険税で払えない状況がございます。ぜひ一般会計からの繰り入れ、そして保険税の引き下げということでお願いしたいと思います。知立市におかれましては、繰り入れの額が現状県内の順位が33番目と聞いて

おります。それから保険税は県内で19番目に高いということでございますので、この点についてはぜひ御検討お願いいたします。

あと、最近多いのが保険税の滞納による差し押さえでございます。これにつきましても、生活を破壊するような差し押さえはやらないということで、いわゆる昨年ですか、鳥取で判決が出ましたが、この判決に沿ったマニュアルづくりも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

6番目は障がい者・障がい児の問題でございます。いろんなところで御努力されていると思いますが、引き続き地域生活支援事業の負担の問題、訪問系サービス、移動支援の支給時間、それから通所・通学にも活用できるようにしてほしい、利用料徴収の問題、あるいは院内介助、入院中のヘルパー派遣を認めてほしい、さまざまな障がい者からの要望に応えていただきたいと思います。

続いて予防接種の問題でございます。これにつきましては、とりわけ高齢者の肺炎球菌ワクチンの問題でございます。御存じのように、10月から国のほうで定期接種化がされております。ただ、これについては、65歳から5歳刻みの定期接種ということでございますので、この間の年齢、62歳とか63歳の方が今までどおり任意接種が受けられるように引き続きしてほしい問題と、あとは自己負担、これも県下自治体でいろんな状況です。例えば、大府市なんかは自己負担1,000円で受けられますが、名古屋市は4,000円もかかるということで、ちょっと知立市のことはあれですが、助成をふやして自己負担はできるだけ抑えてほしいというふうに思っております。

そして、もう時間ありませんので、あとの陳情書については見ていただきたいと思います。国に対する意見書の提出ということで、年金制度、それから介護保険制度に関するもの、子ども医療費助成制度に関するもの、新たな患者負担増に関するもの、そして病棟転換型居住系施設に関するもの、介護福祉労働者の処遇改善に関するもの、生活保護に関するものが国への意見提出をお願いしたいことです。

それから愛知県に対しては、引き続き福祉医療制度を守ってほしいというのと医療提供体制に関する意見書提出をお願いしたいということによりお願いします。

以上で簡単ですが趣旨説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○稲垣委員長

ありがとうございました。趣旨説明が終わりました。

次に質問等がありましたら発言をお願いいたします。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質問なしと認めます。これで陳情第34号から陳情第36号及び陳情第38号から陳情第44号までの趣旨説明を終わります。

久保田さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは本委員会に付託されました案件を議題としていきます。

議案第59号 第3期知立市障がい者計画の策定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

ハッピープランですけども、1つだけ教えていただきたいというか、確認させていただきたいと思います。

61ページなんですけれども、情報提供の充実というところで下から2行目、声の広報の配布を図りますということで、今も実施してみえると思うんですけど、今利用者何人ぐらいお見えになりますでしょうか。

○福祉課長

済みません、今ちょっと手元に資料がございますので、後ほど御回答させていただきます。

○高木委員

この次のページ、コミュニケーションの支援の充実というところを読みますと、手話通訳に関しては非常に多く書かれておりますけれども、今知立市で支援が必要な障がい者といいますと、いろいろな方がお見えになると思います。特に目の見えない方たち、視覚障がい者の方に対してはここには書いてありませんけれども、その辺のところはどうしてなのでしょう。

○福祉課長

目の見えない方に関しては、ヒアリングの時点ではボランティアのあいタッチさんに来ていただいて、2人の目が見えない方のお話も一緒に聞いています。それは、それぞれの部署で主な意見という形で、それぞれの項目で載せてあるんですけども、それについて該当するところで、その内容については紹介させていただいている形をとります。ただ、目の見えない方に関してというところについてはまだ知立市はかなりおくらせてますので、またこれからも検討させていただくという内容かと思っております。

以上です。

○高木委員

4ページの計画の法的根拠と位置づけというところの性格のところの5行の文章の最後のほうに、知立市障がい者計画において障がい者施策全般の方向性を決め、知立市障がい者福祉計画においてサービスの充実というふうに書かれておりますので、その中に視覚障がい者の方への支援もたくさん盛り込んでいただけるとありがたいんですけど、その辺はどうなっていますでしょうか。

○福祉課長

障がい福祉計画については3月議会に上程させていただく予定で、12月、この委員会が終わった後ぐらいに、また会議を開きまして素案の提案をさせていただく予定でございますので、もうしばらくお待ちいただけますでしょうか。

○高木委員

そのときには障がい者、いろんな障がい者、身体障がい者から今ここにありますように耳の聞こ

えない方、目の見えない方もありますけども、細かく入れていただきたいと思うんですけど、その辺のところはどのようになりますでしょうか。

○福祉課長

高木委員がおっしゃるとおり、それぞれ福祉サービス、目の見えない方については行動援護という形が該当するかなと思っていますので、その辺での支給量、時間数になるんですが、それを御確認いただくという話になると思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず最初にこの計画の2ページのところ、中段ぐらいのところですけども、平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、以下障害者差別解消法が成立しており、行政機関等においては社会的障壁の除去を障がい者や家族から求められた場合に合理的配慮をすることを義務づけられることが示されているというふうにごここに載ってるわけですけども、この中身だけを読むと、障がい者の方が社会的障壁ということが具体的にあった場合に、行政に対して差別の解消のための具体的な施策等を含めて合理的な配慮を義務づけられたということだいうふうに思いますが、これは、この計画のさまざまなことがありますけれども、計画でさまざまなことが盛り込まれておるけれども、これに盛り込まれてないことも含めて、障がい者の方が申し立てをされたという場合には、そうした配慮を当然すると私は理解してるんですけど、この辺のところの障害者差別法のこの点の説明と合わせながら、その辺についての考え方をぜひ。

○福祉課長

今、障がい者計画を策定するに当たり、さまざまな部会、8ページを見てもらうとわかるんですけども、まずは人にやさしいまちづくり推進協議会、知立市障がい者地域自立支援協議会、その下に相談支援部会、生活関連部会1、生活関連部会2、生活関連部会3、学校支援学級部会、こころの健康支援ネットワーク、障害者優先調達推進会

議コミュニケーション部会という形で、今まで23回ほど会議を開いてまいりました。あと、年度末までに9回会議を開いて32回会議を推進していく予定なんですけれども、この会議については3年間継続して、平成26年、平成27年、平成28年と3カ月に1回程度でそれぞれの部会を開いていく予定でいます。

会議をやった中では、家族の方等については障がいがあることについて、かなり差別感とかはその会議の中で語られてきてます。

一概に国が求める法律を実現するというのは、かなり難しいというのは感じております。特に生活関連部会1においては、成年後見制度の利用支援だとか地域福祉の権利擁護事業等、あと障がい者虐待防止対策のネットワークという形で話をさせていただいているんですけども、ようやく福祉課では虐待の体制はとれたんですが、実際障がいの方というのは大きい声を出したりだとかいろんなことをすると。普通の方とは違うような形の対応されるので、それが一概に虐待かというところではないということを家族の方が訴えられてました。そういう部分でいくと、やっぱり地域で障がいの方をいかに受け入れていくのか、そういう場所を提供していくのかというのは非常に難しいと考えています。だから国が提示しているものを実現するについてはかなり時間がかかるし、それを目指していくんですが、まずは行政と各種団体及び関係する事業所、あと学校だとかというさまざまな地域でのネットワーク、そういうものをいかににつくっていくのかというのがとりあえず今できることかなと思ってまして、だから今回、年間32回という形のさまざまな会議を開いて、できるだけネットワークをつくっていくというところに主眼を置いて今回の計画をつくらせていただいた。だから、まずはようやくスタートラインに立った時点でございますので、早急には国が求めるものは実現は難しいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員

私、勉強不足なので、この法律ができたという

ことと、差別に関して及び権利擁護ということが中心だということはわかりますけれども、具体的には国が求めているものというのはどういうことでしょうか。

○福祉課長

済みません、具体的に求めているものというのが簡単には説明できないので、ちょっと時間をいただけますでしょうか。

○佐藤委員

差別、権利擁護、その点を中心だということがありますけれども、もうちょっと平べったくそれを押し広げてみますと、障がい者の方が差別や、直接的ではないにしても、人としてちゃんと生きる、享受できる、そうした前提条件が障壁だということが感じられて行政のほうに申し立てがあったとした場合には、差別ではないけれども、そのことが権利を全うするのに障壁だということであれば、それは行政として配慮し対策を立てると、それが基本だというふうに私、理解するところですけれども、この点はどうでしょうか。

○福祉課長

障がいの方が地域で暮らしていくというところにおいては、やっぱりさまざまな福祉サービス等を使って、その状況をつくっていく形になるんですけれども、今、福祉課の中では、いろんな発達障がいの方の相談等があります。そうした場合に医療機関、精神の病院の方を中心に事業所だとか、あと春日井市のコロニーの専門の方だとか、うちの担当だとかで、いろいろケース検討会議、支援会議を開いてます。その中で何とかできること、その人が在宅で、また家庭が存続できるような形での検討は、実際現場では行っております。

行政ができる限界というのは、さまざまな専門機関とのネットワークの中で障がいの方が、またその家族が生活できる状態、安定した状態をできるのが今現実に行っている点でございまして、自分はそれをやっていくことが今できることかなと思っていますけど。

○佐藤委員

具体的に、例えば一般質問の中で中島牧子議員

が聴覚障がいの方たちの例えば磁気ループの提案をされましたけれども、知立市はまだその点が整っている、推進していくという方向ではないわけで、しかし聴覚障がいの方たちが社会参加の中やそういう中でいろんな会議だとか講演だとかそういう場において、健常者と同等にそうしたことを享受するというようなことの場合、そうしたことも1つの社会的障壁だというふうにして、権利が全うされないということであるならば、そうした点も今後は取り組んで、いつできるかということとはともかくとして、基本的なスタンス、姿勢として取り組んでいくということが必要ではないかというふうに思いますけれども、それは磁気ループに限ったことではなくて、例えば最後のほうにユニバーサルデザインということで、そういう人たちにやさしいということも含めて、磁気ループなどもその範疇に入るのではないかなというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○福祉課長

佐藤委員のおっしゃるとおりだと思います。時間はかかるかもしれませんが、前進していきたいというふうに思ってます。

○佐藤委員

基本的方向としては共有できるとこだなというふうに思うんです。ただ、それは具体的に費用等の関係やいろいろあるので、きょう明日できるかということは別にしても、しかしながら、この計画が、総合計画があって、なおこれが5年間の計画ですか、その中でそうした見通しを立て推進していくことは必要だというふうに私は思うんです。具体的には実施計画の中というふうになるとは思いますけれども、この5年間の中でそうした点は実現していくような方向をぜひ御検討願いたいなというふうに思いますけれども、福祉子ども部長、一般質問もあつて答弁もされたわけですけど、この点についてもう一度だけお願いしたいなと思います。

○福祉子ども部長

いろんな施策に関して計画を今回つくらせていただいています。一般質問でもありました磁気ルー

ブ等まだまだ研究課題というのは多いかなと思っています。先ほどの差別解消についても、やはりこの計画の中でもうたわせていただいておりますが、まずは障がいに対する理解が必要不可欠というんですか、その辺を理解していただくのが一番大事かなと思っています。

先ほど福祉課長も言いましたように、かなり部会の中でもそういった障がい者個人の方、団体の方並びに障がい者の方も入っていただいて意見を言っていただく。今喜ばれているのは、障がい者の方が意見を言える場所ができてきたということだと思っています。今まではこちらの一方的なという話ですが、支援支援という形で言っているんですが、本来、本当に障がい者の方たちが何を求めてみえるかということで、そういった部会の中に本人さんたち入っていただいた中で協議していく中で、そういったので差別解消なり、今後一般住民の方も理解していただくような形の施策というのを打って行って支援させていただくという形で、計画についても今後の3月の障がい福祉計画についてもそうした具体的なものを挙げさせていただくような形でお願いさせていただきたいと思っています。

○佐藤委員

ぜひそうした点も洗い出していただいて、私は計画の中に、これは基本的な方向の計画でありますので、具体的には障がい者福祉計画ということになりますので、ぜひ福祉課長のほうでも、今の点を御検討、盛り込むようお願いしたいと。

もう1点そのことに関して、これは本会議でもありましたけども、49ページの就学前の障がいのある児童への支援ということで統合保育の中で、軽・中程度ということがありました。この点も、この問題は結局実施できるか実施できないかという点にかかわって、この軽・中程度という表現になっていると私は理解しますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○子ども課長

現在、統合保育ということで軽・中程度で行うという表現でさせていただいております。それで

実際にはやはり集団保育という中で難しいお子さんもいますので、その中でさせていただいているというのが現状でございます。

ただ、軽・中程度という表現はさせていただいておりますけども、実際には軽・中程度、重度という具体的な境目はどこにあるか申し上げるのは難しいのかなと思いますが、私どものほうで手当のほうで在宅重度障がい児手当を受けていらっしゃる方で現在9人の方が知立市のほうにおられます。そのうち保育園のほうで6人入園という形で保育のほうさせていただいております。ですので、その辺で軽・中程度という表現はさせていただいておりますけども、できるところで、このように今させていただいておりますのが現状でございます。

○佐藤委員

現状はこうした表現はしているものの、受け入れ可能なものは最大限努力をされているというのが今の答弁かなというふうに思うんですね。

一番最初のところで、私はそうであるとするならば、この合理的配慮、これは切れ目のない支援を行うという点を1つは基本としながら、なおかつ実際にはそうした子どもを抱えて大変お困りになっている保護者の方、また子どもの発達を保障する、そうした観点から見るときに、この点では合理的配慮という観点との関係の中で本当にふさわしいかと。実態としては最大限努力されているということは今の答弁でもわかりましたけれども、私はそうした点では、ここに軽・中度というもの、実態に近いような表現にするべきではないかというふうに思うんですけどね。

この点は一律的に軽・中程度だからといって実際は9名の方が見えて6名の方を受け入れているという実態にふさわしい表現が適切なんじゃないかなというふうに思いますけれども、いずれにしてもこの合理的配慮との関係の中で、表現はともかくとして最大限切れ目のない支援をしていくということに変わりないということによろしいでしょうか。

○子ども課長

私どものほうでは、先ほど申し上げましたよう

に集団保育という保育園のほうで行っておりますので、その中で受け入れのできるお子さんということで現在させていただいておりますので、今後も同じような形でさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

今の体制の中で受け入れ可能だというのが今のレベルの話なんですよね。合理的な配慮ということを見た場合には、今の受け入れ体制だけではなくて、そうした方たちも実際に受け入れるかどうかは子どもの状態、保護者の状態にかかわるわけですが、受け皿としてはそうした基本的なスタンスをしっかりと持つということが、この点の差別解消法の方から見て、合理的配慮という観点から見たときには当然必要だというふうに私は思うんですけど、今の子ども課長の答弁は最大限配慮しているというものの、基本的スタンスはそこに置かなければならないのではないかなというふうに私は思いますけども、福祉子ども部長はこの点、どんな認識ですか。

○福祉子ども部長

今子ども課長が話したとおり、現状については今言ったような形で重度の方も一部引き受けさせていただくというか、利用させていただいているということなんですが、今佐藤委員の言われるとおり、今後についてはそういった統合保育という形の表現をさせていただいております。やはり全ての希望されるような方については、なるべくならそういったところで保育のほうへという形で考えていきたいと思っているんですが、職員の関係、それと施設のバリアフリー等のそういった関係もありますので、それについては今後研究しながら、よりよい統合保育という形で進めさせていただきたいと思っております。以上です。

○佐藤委員

そういうことで、福祉子ども部長のほうはそうした点での費用の問題もあるので、踏み込んだ答弁はできない。ただ、基本的な考え方、スタンスとしては私と認識を共有できるというふうに思いますけど、それでよろしいですか。

○福祉子ども部長

そういった形で最大限努力させていただくという形になると思います。

○佐藤委員

林市長にお聞きします。今、子ども課長、福祉子ども部長も答弁されました切れ目のない支援、そして差別解消法との合理的配慮、こういう点に立ったときに、費用もかかるということがあって、子ども課長、福祉子ども部長は共有はできるとしたものの、踏み込んではいけないと。しかしながら、これらも障がい者計画の中、そして実施計画の中で、市長として子育て日本一ということを標榜されておられるわけですので、ぜひ私はそうしたスタンスに立って努力してほしいなというふうに思いますけども、市長の認識だけ、この点についてお聞きします。

○林市長

この法律の趣旨に基づき子どもたちのために最大限努力をしてみたいと考えております。

○佐藤委員

認識は共有できるし、努力もされるということでもあります。

それでもう1つ、この点でお聞きしたいんですけども、41ページの地域生活支援の充実の中で、中段よりちょっと下に第4期の障がい者福祉計画にかかわる国の基本方針ということで、施設や精神病院からの地域生活移行を確実に進めるために平成29年度に云々と、相談、市町村に最低1カ所整備することを新たな目標値として設定することが盛り込まれていると、この点についての御説明をいただき、知立市として内容がどういうものかということも御説明いただいて、知立市としての基本的なスタンスはここに盛り込まれているということで検討ということがありますが、この辺のスタンスを含めて御説明を願いたいと思います。

○福祉課長

これについては、総合的に相談からグループホームからさまざまな事業所を持った一体的な大きなものを国のほうが提示しておりますので、今検

討しているのは西三河、知立市が広域圏に入るのは西三河北部だったかな、ちょっと忘れましたが、そちらのほうの広域の市で連携して、その広域の中で平成29年に1つつくるというのを目標に近隣市との調整を図っている段階でございます。

○佐藤委員

そうすると、今の話だと、そうした精神障がい者、行き場のないということが、要するに今度の陳情にも出されてますけど、病院の病床転換して住宅だということで、地域とは別で、病院の中で過ごしてもらおうと。今の現状ではそういう部分があるのかもしれないけど、そういうことではなくて、できるだけ精神に障がいのある方たちも地域に戻り生活するということだろうと思うんですけども、それはそうした方々の相談、そしてグループホームまで一体ということを言われましたけど、ちょっとイメージが、例えば知的障がい者のけやきみたいに相談活動もやればグループホームも自分たちでつくりながらそうした受け皿をつくって親亡き後のそういうことも見据えた取り組みをやってますけれども、精神的障がい者の方について、そういうものを構想し、この西三河の北部圏というのはどの市が入っているのか今調整をしているさなかだということを言われたので、そのところを御説明願いたいなというふうに思います。

○福祉課長

国のほうが示しているのが、核となる事業所が大きく相談支援事業だとかグループホームだとか生活介護事業だとかの複合した施設を育てて、大きく受けられるような形をとると。一例でいくと岡崎の愛光園というところがあるんですが、そこがそんな形かなと思ってまして、近隣ですと刈谷市、知立市、碧南市、安城市、高浜市、西尾市ぐらいの圏域でやっていくような形になるかと思います。

○佐藤委員

初めて聞いたものですから、そうすると、既に北部圏の中で調整し、平成29年と言ったら、あつという間ですよ。来年、平成28年、29年ですの

で、急ピッチで調整を進め具体化を図っていくという、こういう計画ですかね。

○福祉課長

現実的には、国のほうから示された状態ですので、まだ担当レベルでどういうふうな形で対応していこうかという段階でございます。国のほうが平成29年という話になれば、順番を経て協議を重ねていくことになるかなと思います。

○佐藤委員

わかりました。これからそうした調整を進め具体化していく、またその進捗についても、これから議会のほうにも逐次お知らせ願いたいというふうに思います。

それからもう1点お聞きしたいんですけども、42ページのところで、在宅を支える福祉サービスの充実ということがありますが、具体的な取り組みということで障がい者福祉サービスの充実ということがここにあるんですけども、ある方が身体が4級だという方がおられて、この方は高齢もあってアパートにお住まいで、生活保護を受けているようであります。なかなか身体の不自由さの中で、アパートのお風呂は段差があったり、そういうことなので、お風呂に入れなくてシャワーしかないということで、この方の望みは湯船にゆったりと浸かりたいということなんですけども、こうしたケースの場合、どこに相談したらいいのか本人もわからないということですけども、こうした方を対象にしたサービスというのはどんなものがあるんでしょうか。

○福祉課長

障がい者相談支援員に1回面接等していただいて、福祉サービスを使うために1回障がいの判定を受けていただくという形になると思います。障がいの程度に応じて支給できるサービスが決まってくると思いますので、そういう手続きをしていただく中で日常生活のプランを立てていただいて、それで在宅をしていくという形になると思いますが。

○佐藤委員

そうすると、これは私も詳しくないですけども、

障がい者相談支援員というのは、例えば福祉の里で、そうした相談支援員が、この方がサービスを受けたいと、困っているということ、とにかく相談を受けて、なおかつ今言ったように身体障がい者4級だというけれども、具体的なサービスを受けるには判定を受けないかんわけですね。判定を受けて、その判定に基づくサービスの内容、いわゆるケアプランの範囲がどこかということの中で利用するということですが、それは福祉の里に行って申し込めばいいんですか、これは。福祉課ですかね。

○福祉課長

その方が65歳以上の高齢になるんですか。高齢ですと、今度介護保険の形になってくるのもあるので、障がいですと福祉課でもそれは受付はできます。

○佐藤委員

わかりました。いずれにしても、そうした方もこのプランの中には相談活動だとか在宅サービスだとか、さまざまあるけれども、そうしたことがわからない皆さんもまだおられるということが現実なんです。ですから、そうした方がこのネットワークから漏れることのないような対応を、PRすればいいのかどうか、例えばこの方は生活保護を受給されていると、そうすると生活保護で月に一遍は基本的に訪問し、生活状況等を見に行くわけですね。そうしたところとの連携も、生活保護を受けているという方の中で、こうして困っているということで、もうちょっと幅広い視野の中で受給者の生活実態を捉えて必要なサービスを提供する、相談を受ける、そうした取り組みを私はやってほしいと思いますけども、ぜひ連携を強めてほしいと、縦割りじゃなく。どうでしょうか。

○福祉課長

一応生活保護等においても今福祉課が目指しているのは、生活保護でいけば他法他施策ですので、その辺は必要ならばつなげていくわけですし、あと福祉サービスにおいて一番重要なのは、事業所だとか関係機関とのネットワークの中で、その人の1日の生活状況をどれだけ把握できるかという

のが1つのテーマですので、その辺の勉強はしっかりしたいというふうに思います。

あと、先ほど前回質問があったケースの回答もよろしいでしょうか。視覚障がい者については13名の方が登録しているというところでございます。声の広報は、実施機関は知立市社会福祉協議会でございます。

あと障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、これについては目的で第1条に掲げてあることがわかりやすいと思いますので、読まさせていただきます。

この法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり全ての障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするという法律でございます。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第59号について挙手により採決します。

議案第59号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第59号 第3期知立市障がい者計画の策定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 知立市子ども・子育て支援事業計画の策定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高木委員

子ども・子育て支援事業計画の中で1点だけ質問させていただきます。40ページ、ファミリーサポートセンター利用支援事業というふうになっておりますけれども、これの内容ですけれども、ホームページのほうで調べてみましたら、依頼会員等いろいろ載っております。実際どれぐらいの方が今利用されているのか、これが具体的には数字は出ているんですが、現在、依頼会員が459名、援助会員が125名、両会員が58名で642名の方が登録となっているんですが、どのような実態というか教えてください。

○子ども課長

実際の利用の人数については今手元にございませので、後ほど答えさせていただきたいと思えます。

○高木委員

この内容なんですけど、事業内容の中に利用者負担額の一部を助成する事業というふうに書かれておりますけれども、現在も助成してみえるんでしょうか。

○子ども課長

今は利用助成は行っておりません。今後はそういったものを行っていききたいということでございます。

○高木委員

これは国のほうの補助というのがあるのではないのでしょうか。

○子ども課長

高木委員のおっしゃられるとおり、国の安心子ども基金でしたか緊急確保事業のほうでしたか、ちょっと忘れましたが、そちらのほうでありますので、そちらを活用したいということで考えております。

○高木委員

この利用者負担額半額ということになっておりまして、半額程度国のほうのファミリーサポートセンター事業についてということで、総合援助活動ということで厚生労働省のほうがしておりますけれども、実際この利用者、人数を聞いて、私いろいろ思ったんですけども、今1時間600円ということになっておりますね。これは間違いはないのでしょうか。

○子ども課長

今、平日の7時から7時であったと思いますが、600円ということになっております。

○高木委員

これは対象者というのは、3歳児以上というか小学生というか、対象は児童クラブというようなこと、保育園へ送迎とかいろんなことが書かれているんですけども、この部分というのは、子育ての中でもどのぐらいの人を対象に、このファミリーサポートセンターというのは考えればいいのでしょうか。具体的に何歳以上というか何歳までというか。そして、これには先ほど言われた障がい児なんかも入ってくるのか、送迎がありますので。この辺のことは本当に健全な子どもだけでいいのか、その辺のところをお聞かせください。

○子ども課長

対象年齢としては、ゼロ歳から小学校の6年生までの児童ということになっております。ですので、こちらにつきましては、相互会員のほうで依頼会員・援助会員という形で双方の会員が見えて成り立つものですので、そちらのほうでお互いできるような方という形になってくるかと思えます。

○高木委員

お互いということ、これは窓口は市役所が

まとめるわけですか、それとも社会福祉協議会なのか、それはどちらなのでしょう。

○子ども課長

こちら、市のほうのファミリーサポートセンターというのがあります。中央子育て支援センターを今建設しておりますので、現在、西児童センター内に設置してございます。そちらのほうで、まず登録をしていただいた方の後に、そちらのほうで紹介だとかそういうことをさせていただいております。

○高木委員

中央子育て支援センターのほうがファミリーサポートセンターも入るということで理解しました。

1つ、今の半額程度を助成するというこの制度、本来ならば緊急ということで保育園に子どもを預けるなら無料でいいんだと、しかしながら今回これでは半額程度やるよということなんですけれども、実際どれぐらいまでに目標ということでお聞かせ願って、私の質問を終わります。

○子ども課長

一応、今考えているのが、来年度からそういった事業ができればなというふうには考えております。

○高木委員

平成27年。

○子ども課長

はい。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

まず17ページの基本的な理念というところについて、読めばわかるわけですが、この辺について基本目標も書いてありますけれども、計画を練り上げてきた担当のところ、思いなどをぜひ語ってほしいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○子ども課長

この計画は、まず子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画になっております。今回平成24年8月に子ども・子育て関連

3法が制定されました。この3法に基づいて、新たな子ども・子育て支援の仕組みである子ども・子育て支援制度が平成27年度から施行されます。この制度において質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大（教育・保育の質的改善）、地域の子ども・子育て支援の充実が目標に掲げられております。関連3法に基づいて、今言いましたように市町村のほうで策定を義務づけられております。

知立市では平成21年度に次世代育成支援行動後期計画を策定し、子育てに関する施策を図ってまいりました。しかし、その後も、少子化や世帯規模の縮小といった子育ての環境が変化しております。そのことを踏まえ、子ども・子育てに関する視点を強化して、子どもの健やかな育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として今回の計画のほう策定させていただいております。

基本理念としましては、17ページにありますように、友達づくり、まちづくり、未来づくりというものがあまして、この計画には子ども・子育て支援を充実するに当たって、知立市子ども条例に定める権利として自分らしく生きる権利、安心して生きる権利、育つ権利、参加する権利の4つを尊重して、保護者を始めとした地域の大人が力を合わせて子どもたちを支え、子どもにやさしいまちづくりを推進するという思いを込めたものとなっております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉課長

先ほど佐藤委員からの質問の回答で一部訂正がありますので、よろしくお願いします。広域圏域についてなんです、正式名が西三河南部西でございます。申しわけございませんでした。

○子ども課長

先ほど高木委員から御質問の中にありましたファミリーサポートセンター事業の利用者数でございますが、平成25年度につきましては1,984件でございました。

○佐藤委員

13ページから保育サービスの充実ということで書かれてありまして、次のページに教育・保育の質の向上と体制の整備というふうにあります。この中で、とりわけ教育・保育体制のあれで、1歳児に対して1対4という形の基準が1歳児保育の中やこういう形でうたい込まれてますけれども、こうした中には認定こども園への移行支援ということがありますけれども、この問題で肝心なところは公立であれ何であれ1歳児、1対4という形で取り組まれるということがありますけれども、認定こども園についても、もしもそうした知立市でそういうことが進出するという形であれば、当然格差を持ち込ませないということで、1対4を、法律は法律としながら知立市としては1対4を認定こども園等についても、ちゃんと実施させていくと、こうした方向を、そうした立場で私は取り組んでほしいなと思いますけれども、どうでしょうか、基本的に。

○子ども課長

1歳児保育事業につきましては、今現在やっております1対4という形の配置をさせていただいております。目標として今後も継続して実施できますように、新しい事業者にもその都度お話をほうさせていただきたいと思っております。

○佐藤委員

ということは、この認定こども園への移行支援という中においても、1歳児については1対4ということしていくということです。

○子ども課長

基本的にはそういうスタンスでお話をさせていただいて進めてまいりたいと思っております。

○佐藤委員

基本的という言葉がつくので、もしもその際には基本的外についても容認するというものではない

ように、基本的なスタンスを堅持して対応してほしいなというふうに1つは思います。

もう1つ、この間についてお聞きしたいわけですが、23ページのところに保育内容の充実というところで、乳児保育のところで産休明けからの乳児保育事業というような形で載ってるわけですが、この点についてはどういう内容でしょうか。

○子ども課長

乳児保育のところで今後の目標というものが23ページの記載がございます。その中に第5章、量の見込みと確保の内容において定めますというものがあります。そちらのほうは46ページのほう、第5章になりますが、そちらのほうにおきまして記載させていただいております。

まず46ページのほう、乳児といいますと、ゼロ歳児という形になるかと思いますが、現在こちらの表を見ていただきますと、平成26年度、量の見込みとして82人、確保の内容として109人という形になっております。今後、この数字を見ていただきますと、Bですね、確保の内容として平成28年度から少しふえるような形になっております。これにつきましては、下にありますように確保の内容として地域型保育事業への事業の参入、民間の事業者の方の参入を図って確保していきたいというような形の内容でございます。

○佐藤委員

第5章の量の見込みと確保の内容において定めますというものの、ここの事業内容は5章のところは産休明けからの乳児保育事業という姿は見えてこないんですね。産休明けからの乳児保育事業というのは、ここのところからは、零歳児保育の数字はいろいろ並んでますけれども、見えてこない。産休明け保育というのは、公立では4カ月からですか、実態は現在どうなっていますでしょうか。

○子ども課長

1園で4カ月、あとは6カ月以降であったかなと思います。済みません、また後で、もし違ってしまったら訂正のほうさせていただきたいと思いま

すけども、そういうふうであったと思います。

産休明けという部分でございますが。

○佐藤委員

産休明けからの乳児保育というふうここに書いてるので、今は育休をとられる方たちもお見えであります。しかし、職場によっては育休をとることができないという方たちが見えるわけですね。産休明けからの育休ということを見ると、8週から産休明け保育ということになるんだろうと思うんですけども、その辺の公立では4カ月からということですので、本当に8週からできるのかということを私は聞いているわけなんです。

○子ども課長

対象年齢ちょっと誤りがありました。申しわけございませんでした。なかよし保育園のほうで8週間以上ということで行っておりまして、3カ月以上というところが2園、4カ月以上が3園で、6カ月以上が6園という形で実施させていただいております。

○佐藤委員

ここにあって産休明けからの乳児保育ということで書かれているわけですね。育休とる人はともかくとして、公立では内訳は言われませんでしたけれども、6カ月、4カ月、乳児保育やっていないと、そういうことなんです。ですから8週から現在はなかよしだけですけども、あえてここに産休明けからの乳児保育事業ということを書かれておるもんだから、私はこれをほかのところでもそうした必要とする方にもっと門戸を開いて拡大していくのかどうかということなんです。その辺はどんなお考えで、あえてここ産休明けからということ強調されて書いているもんだから、拡大していくのかなということなんで、必要な人については。

○子ども課長

現状としては、今ここの園というものを拡大ということはございません。

○佐藤委員

そうすると、今現在はなかよしでこういう形になっているわけですけど、ニーズ調査やそういう

ことを、この計画を立てるに当たってやられたと思うんですけど、一般的には産休とられる方たちがふえているということがあったにしても、一方ではそういう人たちも谷間の中におるということで、そんなニーズ調査の中ではそういう姿は浮かび上がってはこなかったんでしょうか。

○子ども課長

調査の計画書の14ページ、こちらのほうに子どもが生まれたときの保護者の育児休業取得状況というものがございます。そのときに母親では働いていなかった方が51%、父親では取得していないが91.6%となっております。また取得した、または取得中という母親が26.6%、父親が2.3%となっております。

○佐藤委員

これだけのことから、産休明けの8週からとれるというのは見えてこないわけですけども、少なくとも、そうした表記をされてるわけですから、そうした場合については、現在どとなかよししか受け入れることができないということになると、行く保育園自体が限定されるわけですね。必ずしもそこに入れるかもわからないというような状況がある中で、そうした点での検討を進めていただいて、もうちょっとそうした谷間におる人たちの対応を、これでいいのか、ニーズがないのにやれということは私は言っているわけではありません。しかしながら、そうしたこともニーズ調査の中では見えてこないし、先ほどの具体的計画の中にも見えてこない。そして、先ほどの答弁は拡大する考えはないということでもありますけれども、そうした点で、もう少し検討が要るのではないかなというふうに思います。福祉子ども部長、この点どうでしょうか。

○福祉子ども部長

今子ども課長が言いましたように、現況についてはまだ体制等が整ってない部分、当然職員等の配置の関係もあります。その中で答弁させていただいております。

ただ、計画の中では、ここの文面の中でもニーズの変化に応じた受入体制の整備を図るというふ

うにうたわせていただいております。当然それについては、今後ニーズを見させていただいて整備に向かって努力していかないといけないというふうに感じております。

○佐藤委員

ということはニーズがあれば、そうした体制を整えていくという理解でよろしいでしょうか。

○福祉子ども部長

そういった形の計画をつくらせていただいております。そのつもりでおります。

○佐藤委員

それで、もう1点伺いたいんですけども、24ページに認可外保育施設への支援、認可外保育施設への育成支援として認可保育所の待機利用者に対して認可保育園並みの保育料になるように補助していくということを言ってますけれども、今この具体的な計画の中では、地域型保育事業の参入を図っていくということを一方で具体的な計画の中でやりながら、一方で認可外保育施設への支援ということがうたわれているので、この辺についての御説明をお願いしたいなというふうに思います。

○子ども課長

現在、認可外保育施設の支援ということで行っておりますのが、こちらのほうに事業内容で書かれておりますように、認可保育所の待機による利用者に対する保育料の補助という形のものでございます。

それと並行して地域型保育事業者の方が参入してくる、また認可外事業者の方がそちらへ参入してこられるということも考えられるわけなんです、そのときには今度は新制度にのっとりまして、保育料ですので、市の定める保育料を保護者からいただいて、また公定価格と保育料の差額のほうを利用者にお渡しするという制度に変わってまいります。ですので、その間、全ての認可外のこういった方が地域型保育事業のほうになるというものではございませんので、そういったものが並行していくこともございます。

○佐藤委員

それで、今回条例等で設置基準が定められまし

たけれども、その中において、とりわけ面積や保育士の配置ということがありますけれども、私、前にも少し聞いたと思いますけども、地域型保育へ移行される、それを見込んでこの計画で、待機児やそういうことを生まないような対応がこの計画の中身になっているわけですけど、一方では地域型保育への移行がどうなのか、そして認可外として引き続き残るといことになりますと、認可外であっても市の委託という関係だというふうに思いますけども、しかし委託を受けない保育園もあるということを聞いてますので、その辺も含めて設置基準、認可外保育の基準というのはどうなってるのか、今度家庭的保育なども含めて乳児については3・3平方メートルというようなこともありますけれども、押しなべてそうした最低基準を認可であれ地域型保育であれ認可外であれ、そうした方向に持っていくということが必要ではないかなというふうに思いますけど、その辺の面積基準や保育士の配置の基準は、認可外はどういうふうになっているのか、その辺はどうでしょうか。

○子ども課長

認可外保育所の児童に対する職員配置というものでございますが、乳児については3人に保育士1人、それから1、2歳児について6人に1人、3歳児について20人に1人、4歳児以上については30人について1人ということになっております。

○佐藤委員

面積はどうでしょうか。

○子ども課長

面積は、こちらについては1人当たり1.65平方メートルということになっておると思います。

○佐藤委員

確かに現在の中身で、今回はそうした形で地域型保育をやられているわけですけども、認可外であれ、そうじゃないであれ、この格差の解消ということが一番の、もちろん認可外であっても市の認可を受けて地域型へ移行されるということであれば、その保育基準が適用されていくということになるんですけど、認可外であっても、例えば1歳児については4対1にするだとか、面積につ

いても一挙にそれを3.3平方メートルにするだとか、そういうふうにならないとしても、そうしたことに向けての支援がないと、実際には認可外の子どもたちは待機児ということになるわけですので、そうした方向も、そこも放置しないで格差のない保育を私は目指すべきではないかなというふうに思いますけども、その辺はどんなお考えでしょうか。

○子ども課長

今申し上げました認可外の基準については県の基準ということで定められたものでございまして届け出という形で認可外の場合は実施をされるという形になっております。ですので、認可というようなものではもともとありませんでした。

職員配置のお話でございますけども、これについては現在、私どもとしては県の基準に合致しておればということで考えております。

○佐藤委員

この県の基準というのはずっと昔に定められた基準だということで、現在は昔定められておる基準を準用してやってるだけというふうに聞いてますけれども、そういうことじゃないんですか。

○子ども課長

認可外の基準については県のホームページのほうにありまして、これは認可外保育施設の開設をお考えの方へというところがありまして、その中に掲載されております。事前にこういった施設だとか、そういったところを届け出て開設したものの基準に合致しないから、後でハード面、特にお金をかけて大変なことにならないようにというように形にならないようということでこういった施設の部分だとか、そういったものがありまして、それは佐藤委員のおっしゃったとおり、私のほうが認識不足かもしれませんが、変わったというような形ではないと思っております。

○佐藤委員

私はその点で、認可外でありますので、すぐに行けるというふうには思いませんけれども、しかしながら、基本はやっぱりどこで認可であろうと市が認可した地域型保育であろうと認可外であろ

うと、子どもを基準にして考えた場合には、保育士の配置等を含めて格差があつては基本的にはいけないわけですね。

ですから、私はすぐそれが可能かどうかということは別にして、基本的なスタンス、考え方として、市の取り組みとして、もちろん保育料については認可保育所並みということが1つありますけれども、一方ではそうした点も視野に入れながら、そうした方向を目指すということがこの計画の中になければいけないのではないかなというふうに私は思いますけれども、福祉子ども部長、そうした取り組みを、私はぜひ進めてほしいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか、基本的な考え方。

○福祉子ども部長

今、佐藤委員の言われるとおり、本来市内で保育を受けられる方については、それは同等ですか、同じような条件でというのが本来の形だと思っております。特に認可外についても、やはり知立市の保育の中で待機の関係もあります。その関係で認可外といえども重要な保育事業でありまして、それについても当然、今後、地域型、それから認定保育園、そういった関係もありますが、認可外についても当然佐藤委員の言われるように同じような条件に向かってというような形で、それについては同様の考え方だと思っております。

○佐藤委員

同様の考え方ということですので、私はその点で具体化を図って進めてほしいなというふうに思いますけれども、これがすぐに全部できるかということとはともかくとして、一歩でも前に進めると、この計画期間中に一歩でも前に進めると、そういうことでよろしいでしょうか。

○子ども課長

福祉子ども部長が答弁させていただきましたように、少しでもそういった方向になるようにできたらと思っております。そのためには今の認可外の方が地域型保育のほうへ移行していただくのが利用者の方にとっても施設の方にとってもいいのかなと思いますので、移行支援というものをさせ

ていただきたいと思います。

○佐藤委員

それでも残るところがあるかもしれませんので、先ほどの福祉子ども部長の答弁のようにお願いしておきたいなと。

もう1つは、認可外であっても市から委託を受けてということですけども、委託を受けないという保育園も現実にはあるわけですよね。どうでしょうか。

○子ども課長

私ども、今、知立市内で認可外保育所ということで承知しておるのが5つあります。そのうち委託をさせていただいているのが2園、それから残りの3園が委託をさせていただいておりません。1つは病院内の保育所、1つは事業所内保育所というような形のものになっております。

○佐藤委員

さまざまな事情で委託を受けなくても十分やっていけますよということであっても、実際にどのような保育をやられているかということについては把握をして、もしも基準が劣るようなことであれば、そうしたところにもお話をできるだけ引き上げていくような方向も、どのような方法があるかということは別にしても、そうした立場に立って指導していくという、委託関係じゃないので指導ということはふさわしくないかもしれませんけれども、引き上げていくような対応を、ぜひ委託をしていないからといってエアポケットにならないような対応を私はしてほしいなというふうに思います。考え方としてはどうでしょうか。

○子ども課長

少しでもそういった認可外、委託していないところの御相談があれば乗らせていただきたいと思います。

○佐藤委員

それでもう1点、先ほどもありましたけれども、23ページの統合保育、先ほどの答弁でいいということですね。先ほどは障がい者の計画でしたので、先ほどの答弁どおりでいいということですね。どうでしょうか。

○子ども課長

先ほどと同じでございます。

○佐藤委員

ぜひそのようにお願いしたい。

それから45ページですけれども、45ページ、46ページという形がありますけれども、0歳児の見込み、それから地域型保育も入れて28から0歳児のところを見ると、この82人というのは平成26年ということになってますので、これは年間を通しての実績ということですか、どうでしょうか。

○子ども課長

これは年間通してではありません。その人数という形でございます。

○佐藤委員

年間を通してじゃないということは、この82というのは、どういう時点のどういう数字かということなんです。

○子ども課長

これをつくりましたときの人数というのが、4月1日、4月当初の人数というものを、今、知立市の場合ですと、公立保育園はほとんどのところがゼロ歳児と1歳児の一緒の部屋で保育しております。私立園においては、ゼロ歳児と1歳児はそれぞれ分かれた形で保育しております。そうしますと、国の基準でゼロ歳児と1歳児を分けてするようにと計画の中で出ておりましたので、人数についてはそのときの人数を出させていただいておりますが、確保の内容については、そういった保育室の都合もありまして、それをゼロ歳児と1歳児の利用者に応じて面積を案分した形で確保の人数は出させていただいております。

○佐藤委員

それで平成27年ということで、96人というふうになっていますけど、もう既に来年度の保育の受付をやられているかなというふうに思いますけれども、96人という数字ありますけども、実際に受付状況はどういうふうになっているか。

○子ども課長

済みません、まだその集計のほうはできておりませんので、申しわけございませんが答えでき

ません。

○佐藤委員

こういう形で0歳児については、今のところ見込み量確保、こうしてみると十分足りていますよと、こういう中身になっているのかなと。地域型保育が平成28年からこういう形ですけれども、そういうことだね。

それともう1つは、3のところの1、2歳児ということで平成27年については三角の32と、その後、地域型保育で30、30、30ということで余裕がありますよと、こういう形ですけど、この辺ちょっと御説明ください。

○子ども課長

今の(2)のゼロ歳児については、その数字、平成26年はそういった実際の数字というのを出示させていただいておるとというのが説明させていただいたとおりでございます。平成27年度以降については、具体的な申し込みを受けてやったものではなくて、アンケートという手法の中で出てきた数字でございます。したがって、この数字がそのままなのかというのは実際に受付してみないと正直その時点ではわからないというものがございます。

(3)のほうの1、2歳児のほうごらんいただきますと、量の見込みという部分で平成26年度が427人、それから平成27年が531人ということで、ほぼ100人増というような形になっております。こういったようにアンケートをとって集計した結果がこういう形になっておりますけれども、本当にこうなのかというのは、やっぱりふたをあけてみないと正直わかりません。ですので、一度に100人ふえるというのも、なかなか私個人の感じとしてはどうなのかなというのは思っておりますが、これはあくまでアンケートをとった結果ということでございます。

○佐藤委員

そういう形ですね。それから、もう1つは一番下のところに1、2歳児で、平成28年度以降に地域型保育事業への事業者の参入を図り必要な量の確保に努めますということになってますよね。

そうすると1、2歳児でいくと、ふたをあけてみなわからんというものの、推定で平成27年は32人が待機という形になりますよね。この対策はどのように考えてますか。

○子ども課長

平成27年度は実際にこのとおりかどうかというのはわかりませんが、その場合には待機という形で、こちらのほうの数には認可外という数も含まれておりませんので、そういったところで認可外保育施設のほうを御利用いただいたりというような形でお願いしたいと思っております。

○佐藤委員

そういう認可外でお願いしたいということでもありますけれども、そういうことを言うならば、先ほど言った認可外における格差の解消は早急な課題と、そういうことが言えるんじゃないかなというふうに思うんです。

それで地域型保育事業ということで、条例では国の参酌基準ということで4階まで保育所が認められるということですけども、実際の運用に当たっては、現在はそういうことはないということですけども、4階も可能とされる中で、知立市においては条例上はそうですけども、避難等防災上の面も含めて、少なくとも1階、そして最低でも2階というレベルでとどめるような、具体的にはないかもしれませんけれども、条例上は確かに参酌基準でそうになりましたけども、基本的なスタンス、考え方としては、そうした対応を私はぜひしてほしいなというふうに思いますけども、この点はどうか。

○子ども課長

高層階、4階というところでの設置というものでございますけれども、これについてはあくまで条例のほうで定めておりますけれども、それを私のほうで2階3階に設置しなさいということは正直申し上げることはできないと思っております。その際には、そういった避難だとかそういったところの部分について、よく御相談をさせていただきながらという形になるのかなと思いますけども、それは実際にどうなのかなというのは、今申された

とおりわかりません。

○佐藤委員

そういうものが出てきた場合には、内規の中でそうしたことは認めないような対応を私はぜひとってほしいなというふうに思います。

それでもう1つ、この点で聞きますけれども、待機の関係ではこうした形で0歳児、1、2歳児、地域型保育の参入、それを入れて平成27年の1、2歳児はあるものの待機児は基本的にこの中ではないよということになるわけですね。

本会議の答弁の中で、希望する保育園に入れないために実質的な事実上の待機になっているようなものもカウントすると、しかし国に対しては待機はないよという報告の中で、知立市はそういうことをやるということを言われましたけども、それは1つは45ページの教育・保育区域の提供ということで、いろいろあって、④のところで明治39年に知立市合併して以降、歴史的に見ても結びつきが十分であることを考慮して全市1つの区域とすると。これは何といえますか、どうなのかなという表現がありますけれども、そこでお聞きしますけれども、全区1区でのメリットやデメリットは、どういうことで全区1区ということにしているんでしょうか。

○子ども課長

知立市におきましては、この2のほうで、市域が全体で4キロメートル四方という狭い市域であるということ、それからまた保育所も保護者が希望する園が必ずしもそこで入れるとは限りませんので、そうした調整をしていく上で、あくまで住んでみえる近くがいいというお方と、それからそのときによって保護者が勤務先に向かう経路途中の保育園のほうが便利である場合があります。そうした中で調整をしていくには、全体の中で調整させていただいたほうが保護者にとってもメリットがある場合があるというふうには考えております。

ただ、デメリットということで、必ずしも希望された方が地域の中で入れる保証もあるわけじゃありませんので、あくまで就労条件等の調整という形で選考を行ってまいりますので、これはデメ

リットじゃございませんね。御希望する第2希望、第3希望というところで調整させていただいたりというような形をさせていただいているのが実情でございます。デメリットの的にはやっぱり近くでないと本会議のほうでも言われてましたように、歩きでしか行けないような方が時間がかかる場合もございますけれども、ただ全体的には車を使われる方が今多くなっておりますので、そういった中でこういうふうに調整させていただくのが一番よいのかなと思っております。

○佐藤委員

1つの区域でやるということで待機者もいない、国に対してはそういうことなんです。しかしながら、本当にそれでいいのかなということも思うわけです。例えば知立市は子育て支援センターを中学校区ごとに3つ、今度中央ができて、それぞれの中学校区ごとに子育て支援センターというものを設置しているわけですね。さらに介護のほうの包括支援センター、現在1カ所しかありませんけれども、これについても中学校区ごとが望ましいということでやっていて、おおむねそうした点での基準が中学校ごとというのがほかの点では示されてそういう方向になってるわけですね。そう思うと、保育だけがそれでいいのかという問題も、もちろん利用者の関係、ニーズもありますので、単純ではないですけど、仮にこれを中学校ごと、もしくは三河線の線路と本線の線路で名鉄の線で北と南に割ったような2つの区域にするというような場合は、例えば区域を2つに分けてしまうと、区域を越えて、この区域の人がこちらの区域に希望される場合もあるわけですね。区域を分けたらこちらに行くことはかなわないという、区域を越えての入所はできないということでしょうか。どうなんでしょうか。

○子ども課長

あくまで区域設定というのは、その区域の中で調整をするという考え方の区域設定でございますので、ちょっとしたところで生活圏というものの境目がございます。例えば言われたように電車の線路で区切った場合に、線路のすぐそばの場合ど

っちの保育園でもいいんだというような場合もあったりします。ですので、そういった調整をする区域の設定というものがどうするんだということで、それぞれ市町村のほうでするように定められておりますので、知立市としてはそういった利用される方が選択していく部分での調整をするにはこのほうがよいというふうに考えております。

○佐藤委員

私が聞いているのはそうではなくて、例えば知立市が今は1区で1つでやります。全体の中で調整が可能だということなんですけど、これを仮に、例えば2つの区域なりに分けたとしますよね。Aの区域、Bの区域があって、Aの区域に住んでいる保護者の方が子どもを預けるといった場合、区域設定をそのようにした場合は、必ずAに住んでいればAの区域の中でしか調整ができないのかということなんです。Aの方がいやいやそうはいっても通勤途上でBの区域の保育園のほうが望ましいんだというような関係があって、Aの区域に住んでいるけれども希望によってBの区域に行くことはできるのかということなんですよ。

○子ども課長

ちょっとそこは絶対にというお言葉に対しては申しわけございません、今お答えはできません。

○佐藤委員

1つはなぜそのことを聞くかということなんですけども、全区1区でやった場合は待機児は出ないよということでありました。しかし、区域設定をすれば、先ほど本会議でもあったように希望の園に入れなかったという実質的な待機はカウントはしますよということを言っているわけなので、区域が狭まれば、そこで入れなければ、確かに可能であればAの区域からBの区域に行ったとした場合は、入れた人はいいけれども、入れない人の場合は待機とカウントして国にもそのことが報告できると思うんですけれども、私はより実態に近いような報告ができる、なおかつ利用している方に御不便にならないようなことが可能であるならば、全区1区でなくても2つなりに分けるような対応の仕方もあるのではないかなということでお

聞きしているんですけど、その点については。

○子ども課長

あくまで利用調整というものが基本的な区域設定の考え方でございますので、やはり知立市としては、この市域全体でさせていただくのが望ましいというふうに考えております。

○佐藤委員

私はさっき言ったように、実質的に希望されるところに入れないとするならば、きちっと待機児として、市としてのカウントの仕方ではなくて、国に対してもちゃんとその実態としてカウントできるように区域設定ができないかということを言っているわけで、その中で、そうした区域設定をすると、ほかに行けるなら、調整でAの区域からBの区域に行ったり、Bの人がAに行ったりが可能であるならば、そうした区域設定のほうがより望ましいのではないかなということで、まず1つ前提は行き来ができるかということがはっきりしないとこの議論は成り立たないわけで、その辺はどうなのかなということを繰り返して大変恐縮ですけど、お聞きしているんです。

○子ども課長

その部分については、また後ほどお願いしたいと思います。

○佐藤委員

ぜひ、そういうことが可能であれば、実態として保護者についてそういうことの区域の設定をすることによって待機児の数をより実態に近いものとして明らかにしつつ、保護者の可能であれば行き来ができるということで調整ができるということであれば、そのほうが望ましいのではないかなということなんです。

もう1つだけお聞きします。48ページ、ここに学童保育、放課後児童健全育成事業がありますけれども、確保の内容ということで、平成28年度に花山児童センター30名、平成29年度に来迎寺児童センターの施設整備、40人とあります。一番上には、全小学校で実施して必要な量は確保されておるということで、2つがネックになってるということですけど、これは平成28年ですので、来年度

が平成27年ですので、27年、28年ともう既にこれは実施計画に上がっていないかんという範囲の話ですけど、来年度には、3年のローリングプランですので、平成27年、28年、29年とこれは両方とも実施計画にのるということですよね。

○子ども課長

この実施計画につきましては、計画の計上はさせていただきますいておりますけれども、現状としては採択に至っておりません。

○佐藤委員

これは市長が提案しているものですよね、この議案として正式に出しているものは。担当がさまざまなものを集約してこの計画をつくったにしても、本議会に市長が提案している議案ですよね。市長が提案している議案の中に、平成28年、29年という形で、その施設整備ということをやっているわけですので、これは実施計画にまだ採択されていないということを言いましたけれども、市長みずからが提案している中身なので、当然これは実施計画に反映されるというふうに私は理解してますけれども、副市長、そういう理解でよろしいでしょうか。

○清水副市長

計画との整合性でいえば、そういうことでございます。

○佐藤委員

市長、そのとおりでよろしいですか。

○林市長

計画の整合性からいうと、そういうとおりでございます。

○佐藤委員

整合性からいえばそうだけど、実施計画には当然上げていくという、市長提案ですのですね。これは当然実施計画と表裏一体ということなので、そういうことだと私は理解しておきますけど。

それで、私はもう1つ、以前の質問の中でもお聞きしましたけれども、まずこの猶予期間があるわけですね。6年生まで全学年対応していくということで平成32年でしたか、猶予期間があります。花山については完成すると同時に、ぜひ私はスタ

ートしてほしいなというふうに思いますけれども、そういうことを含めて、今可能なところは6年生の受け入れをぜひ私はやってほしいということをも前も提案させていただいて、そしてこの子どもプランをつくる、そういうところで一度検討したいという答弁もありましたけれども、そうした点で可能なところはスタートしてもらえるのでしょうか。

○子ども課長

前回の議会のときに御答弁させていただきましたけれども、全部のクラブで一斉にさせていただきたいと思っております。

○稲垣委員長

ここで午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時57分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子ども課長

先ほど区域を越えて利用できるのかというところのことについて、お時間いただきまして申しわけございませんでした。この場合、区域を越えて利用についてはできます。ただ保育提供区域、今回の区域、これに関しては地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になるというものになっておりまして、地域型保育事業者の方が知立市に出てきたいと、知立市に参入したいという場合に、細かくするとその分、その地域が足りていれば認可しませんよとか、そういうような形になってくることがございます。知立市としては、市全体で需給調整というのもしてまいりたいと思いますので、1つの区域ということでお願いしたいと思います。

○佐藤委員

新しく参入するところが若干の制限を受けるということはありますけれども、今後、今回はこの経過でいくということですが、区域を越えて利用できるということであるならば、実態をより反映した待機者の把握等含めて、私はそうした

点で検討していただきたいなと思います。

それともう1つ、学童保育について9月議会でお聞きしましたが、子ども子育て会議の中で実施できることから6年生までの入所については検討したいという答弁もありましたが、検討していただいた結果、先ほどのような答弁となっているのでしょうか。この点だけ。

○子ども課長

知立市としては、全体でやってまいりたいという形でさせていただいております。その上で、5、6年生をまた考えていくという形になってきます。

○佐藤委員

私が聞いたのは、子ども子育て会議の中で、そのことについて検討したいという答弁があったので、そこで検討した上で、全部出そろったときでなければだめだよということなのか、その点と、もう1つはこの計画は定めたものの、そうしたことも、この期間中に可能なところからスタートできる含みがあるのかどうか、その点だけお聞きします。

○子ども課長

申しわけございませんでした。結果として、先ほども申し上げたとおり、一斉でさせていただくということでございます。それから、この期間、随時、今後させていただくということに関しても、今申し上げたとおり、随時ということは現在考えておりません。

○佐藤委員

福祉子ども部長、私が聞いたのは、端的に子育て会議の中で検討もあり得るというような答弁が前回の9月議会にあったので、そうした上で、今子ども課長が答えたような答弁となっているのか、そこだけ確認させてください。

○福祉子ども部長

具体的に子ども会議の中でまだ詰っている形ではとっておりません。ただ、いろいろな意味もあって、花山、来迎寺の関係もありますが、やはりその辺の整備できた段階の中でやるとしたら一斉にやっていきたいという感覚でおります。当然それは市の考え方としては、やはり1カ所だけやる

というわけにはいきません。やっぱりやる場所ができれば、ほかのところも何でやらないんだという話も出てきますし、今のところはそういった整備のほうが先にやらせていただきながら一斉にという形で考えさせていただいております。

○佐藤委員

前の答弁は、子ども会議の中で市の考え方はそうだとことはわかりました。それは9月時点でも一緒でした。しかしながら、子育て会議の中で検討したいということを言われたわけですので、それはなかったなということです。

それで、施設が平成29年度中に完成すると。そうすると一斉にスタートはいつからですか。

○子ども課長

今福祉子ども部長が申しあげましたように、施設整備というものが伴って、それからということになっておりますので、現在計画どおりであれば、来迎寺のほうは平成29年ということになるんですが、まだちょっとそこら辺まで具体的な形にはなっておりません。

○佐藤委員

先ほど市長が提案した計画で、計画との整合性でいけば実施計画はそのとおりだと。だとするならば、このところのできるので、計画どおり進んだとして、いつからだということは答弁できるんじゃないですか。

○福祉子ども部長

計画の整合性もありますが、それに合わせてやっていきたいと思っております。ただ、基本的には平成28年度に整備させていただいて、平成29年度からできるならばということになります。ただ、そのときのニーズの関係もありますので、どういうふうにするかというのは、そこでまた一度研究させていただきたいと思っております。

○佐藤委員

何遍もこの話をしたいわけじゃないですけども、計画どおりいけば、それが完成した暁には、そのときからスタートを切っていくということに当然なるんじゃないですか。確かに猶予期間が以前であったにしたって、それはそういう目標でいか

なきやうそじゃないですか。条例でも定めたわけ
です。

○福祉子ども部長

佐藤委員の言われるとおり、計画どおりの形で
進めさせていただきたいと思っております。一応、
基本的に花山が平成28年度、来迎寺平成29年度と
いう話になっておりますので、正式にやるのは平
成30年度にはやっていきたいなという感覚で思っ
ております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○杉山委員

3点ほどお伺いと確認をさせていただきます。
今の21ページの放課後児童クラブ及び放課後子
ども教室の充実及び連携ということで、放課後の子
どもプラン、居場所づくりということで、もとも
とは放課後児童クラブ、厚生労働省の児童福祉法
における規定によりまして求められたわけです
けれども、今回21ページの最後の部分の今後の目標
ということで、これから平成19年度からこういっ
た放課後子ども教室というものが、当市におかれ
ては7小学校区全て実施しているわけですが、目
標のところにあります、放課後児童クラブ及び放
課後子ども教室、それぞれ7小学校区全てで実
施しているために、新たに両事業を一体型で実
施する、こういった施設を整備する予定はあり
ませんということです。それにおいて、最後に
放課後児童クラブの利用者の希望に応じて放課
後子ども教室のプログラムに参加することなどの
試行的な実施を検討しますという点について少
し御説明をお願いいたします。

○子ども課長

今杉山委員がおっしゃられた希望に応じて放
課後子ども教室のプログラムに参加することとい
うところでございますけれども、こちらにつきま
しては、夏に放課後子ども総合プランというもの
が示されました。そちらにおきまして、まず
前段にありましたように未整備地区、そういった
クラブだとか放課後子ども教室、そういったと
ころにおいては一体で整備するというような形が
示されてお

ります。知立市におきましては、全て7小学校
区、子ども教室、放課後児童クラブともあります
ので、新たに設置することはございませんけれど
も、ただ、この前、既存のものが引き続き当該
実施は可ということがあるんですが、中で、一
体でない場合においても事業が、こちらにあ
りますように放課後子ども教室のプログラムに
参加できるようなことを考えていくようにとい
うようなことが記載されておりますので、それ
がこちらのほうに載っております。

○杉山委員

ちょっとのみ込みが悪くて申しわけないん
ですけど、そうすると、児童クラブのほうにお
子様が通っていらっしゃって、それで放課後
子ども教室のプログラムにも希望に応じて参
加できるということですか。今も登録されて
ますし、どちらも人数それからまた把握され
ている部分が違いますよね。そういった部分
でも可能なことへの実施、試行的にとあり
ますけれども、そういうこともできる可
能性が出てくるということですか。

○子ども課長

そうです。現在それぞれの登録というのは
かぶってすることはできませんが、この
プランのほうでは、児童クラブのお子
さんが子ども教室のプログラムに参加
するということを考えていくという
中身でございます。ですので、今後
それを教育委員会のほうと、まだ
今から検討しますという内容でござ
いますが、これから教育委員会と
そういった内容についてお話をさ
せていただきたいということでござ
います。

○杉山委員

きっともう今、縦割りですので、教育委員
会、そしてこちらは国でもそうですね、文
科省と厚労省ということで、なかなか
意見交換も含めて全体としてのものは
見えてきたんですけど、ここにな
ってくると、そうするといろんな問
題が絡んでくるので、この後に出
てくるように放課後児童の居場所
運営委員会ですか、国でいえば
放課後対策事業の運営委員会の
設置、持ってくださいというふう
に義務づけられておりますけども、
そういっ

たことを持ちながら、連携をしっかりとりながら、推進の方向へ検討していくという形として読み込んでよろしいのでしょうか。

○子ども課長

杉山委員がおっしゃりますように、そういった委員会だとか会議などの検討しておく場合には部会を立ち上げて問題を解決するために、そういった方向性のものを考えていくということでございます。

○杉山委員

そうすると22ページの今後の目標のところのこの設置というのは、いつぐらいのめどとか、そういうのもう決まっているのでしょうか。

○子ども課長

設置ということでは、放課後子ども教室と放課後児童クラブというのは既に存在しています。ですので、放課後児童クラブのお子さんがプログラムに参加できるようお話を今後、教育委員会とさせていただきながら、こういう方向で進めていきたいということです。

委員会については、こういった就学前の教育・保育関係者会議などの中で必要があればその都度、部会とかそういったものを立ち上げていきたいと思っております。

○杉山委員

まだ運営委員会として具体的に名称があったりとかの形で委員が決まったとか、そういった委員会の模様は見えてきていないわけですね。

○子ども課長

そのとおりです。

○杉山委員

わかりました。今そういったふうに連携もとりながら、そういう方向性ということで、まだ具体的な部分も含めて、こういった委員会での、とにかく連携を密にしながら、放課後のお子さんは一緒なわけですね、どちらに見えるということも含めて、いろんな問題もあるかと思いますが、そこをきちんととっていただきながら、また明確な目標が出てきたり、そういった施策が出ましたら、また教えていただきたいと思います。

次に35ページの仕事と子育ての両立の推進ということで、職業生活と家庭生活の両立の推進の中での項目です。特に1つ目の企業の育児時間、育児休業、病児看護休暇制度の普及・促進ということで、これは経済課のほうでファミリーフレンドリー企業の普及・促進等の項目が載っております。企業へのさまざまな普及促進、そして啓発、子育てと仕事が両立できる職場環境の整備の促進ということで、うたい文句はとてもすばらしい内容でもありますし、でも一番大事なこういった少子化に対応する働き手の問題、職場環境ということをしっかり知立市内の企業にも周知していただくということなんですけれども、この中で今後の目標ということで、今後も継続して実施していますと載っておりましたので、私も今までどういった形で周知されていたのかなということ、これからだけではないということに感じたので、今までも含めて、今後も含めて、この辺の話をお願いしたいと思います。

○経済課長

仕事と子育ての職場環境ということで、商工会を通しましてパンフレット、リーフレット等お配りさせていただいております。目標としましては、作業方法や工程を見直したり、使いやすい器具、設備などを導入することによって、男女とも働きやすい職場環境を整備したり、また育児・介護休業等の職場復帰をやすくするための配慮をする、また出産や育児による休業などがハンディにならないような制度を見直していただくような旨のお願いをしております。

○杉山委員

商工会を通して企業にこういうことを啓発してくださいという形でリーフレット、レジュメか何かお渡しをお願いしている形だと思うんですけども、もし今までそういう形であれば、今後も継続しての内容の中にやはり具体性がないと、それから今お願いと合わせて結果をいただくのか、どのような形でお願いした部分と、啓発なので決して報告義務があるわけでもないんですけども、やはりこういったリーフレット、パンフレッ

トとかいろんなものはいっぱい今でも出ておりますし、そういった思いの企業はたくさんいらっしゃると思うんですけど、具体的にどういったことが状況に上がってくるかということを思うと、市としての訴えも、企業訪問というわけにはいかないと思うんですけども、もうちょっと周知を具体的な企業への周知という形で、商工会に任せるんじゃないかと、そういったようなことができないんじゃないでしょうか。できる可能性ありますか。

○経済課長

それにつきましては、私どものほうでまた商工会以外の一般的な企業、大手の企業も含めてお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○杉山委員

個々の企業ということで、具体的で申しわけないんですけど、やはりそれぐらいでやっとなんか啓発ができるのかなという実感もありますので、あわせてよろしく願いします。

3点目です。51ページの乳児家庭全戸訪問事業と、合わせて52ページの養育支援訪問事業の数値のほうを見させていただいて、まず確認です。乳児家庭全戸訪問、こんにちは赤ちゃん事業で訪問されて、その状況、対象者に対して全部訪問されたという数値だというふうに思います。それから、この10番目の部分では関係機関からの情報提供によって訪問支援を行う必要と思われた方々への訪問、そしてまた指導、そして支援という形の数字が出ております。まずこの数字に対して御説明お願いいたします。

○健康増進課長

乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業について御説明させていただきます。

まず乳児全戸家庭訪問事業につきましては、これは児童福祉法の中で定められておりまして、生まれた全ての赤ちゃんを4カ月以内に訪問することとなっております。その中で訪問の結果、生活状況に問題がある、威嚇だとかネグレクトの傾向がある、育児不安がある、そのような方については、改めて養育支援訪問事業という形で、主に常

勤の保健師が再度訪問させていただくような形をとっております。以上です。

○杉山委員

そうすると739戸お邪魔させていただいて、173戸がこういった形で支援をしていかなくちやいけないということですね。パーセントが23%ぐらいということで、これからも推計としてはそれぐらいあるんじゃないかという見込みの数字ですよね。

○健康増進課長

数値につきましては、過去の統計等をもとに23%、これが伸びていくのか伸びていかないかわからないところありますので、今の状況で23%が推移していきだろうということで、単純に数を掛けて求めさせていただいております。

○杉山委員

ということは4件に1件は支援というか、養育の状況を見ていかなくちやいけないというお家がいらっしゃるということですね。ここの中から事件とか事故には至っていないと思いますし、見守りが入っていると思うんですけども、ことしもやっぱり虐待事件があって、出産の状況とか年齢とかそういうことによって市町村はちゃんと見ていたのかというような話も出ていたりもしました。ですから、こんにちは赤ちゃん事業で見ていくという部分は、関係機関からの情報提供もそうなんですけれども、今回、市民福祉で視察に行った東京都の清瀬市もホームビジター制度というのをとっていたんですけど、やはり産まれた後の状況をずっと継続して見ていくということは、すごい大事な事業だというふうに思うんですね。だから173件という、見守りですし支援なので、そこからすぐに虐待に行くわけではないですけど、必要だという方がこれだけ多いのかなというのは若干心配な部分もありますし、ここの部分が本当に少なくなると虐待とかネグレクトにならないような形で継続して見ていくということが自治体としては大事だなということを確認いたしましたので、ぜひここの部分しっかり内容も含めて、今回これ数字だけなんですけども、これからの数字だけじゃなくて内容の部分もしっかりした事業にしてい

ただきたいなと思いますので、よろしく願います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永田委員

少しだけ質問させていただきます。今回、知立市子ども・子育て支援事業計画という形で議会の議決事項になったわけでございますけども、まず初めにおさらいとして、この次世代育成支援事業計画ですか、平成26年度まで知立市は続くと思うんですけども、その背景というか、この子ども・子育て支援事業計画の整合性について、一度代表者会で説明あったと思うんですけど、もう一度お知らせしていただきたいというふうに思います。この次世代育成支援法がまだ残るということで、その辺についての説明もお願いしたいと思います。

○子ども課長

次世代育成対策推進法が平成27年度から36年度までの10年間延長されました。それに伴いまして次世代行動計画策定指針の中の母性及び乳児及び幼児の健康の確保及び増進に関する部分で母子保健計画の策定という部分が必要になりましたので、それを今回この計画の中に盛り込んでいくことが可能だと、いいですよということがありましたので、もう策定している最中に出てきましたので、急遽こちらに盛り込む形になっております。その部分が19ページのほうに施策体系というものがございまして、中の基本目標の2のところの母子の健康の確保と増進という項目が今回その次世代育成行動計画のほうの関係で盛り込んだ部分でございまして、その中で安心安全な妊婦・出産の支援、子どもの健康の確保と育てにくさに対する支援の充実、思春期保健対策の推進というような形で、この計画の中に入れてさせていただいております。

○永田委員

ありがとうございます。とりわけこの辺が整合性というか、今後、子ども・子育て支援事業計画を中心に子供の育成に関する計画を進めていくと思うんですけども、一応今のところまだ平成26年度まで次世代育成支援行動計画が残っているとい

うことだと思うんですけど、今後この次世代支援行動計画というのはどんなような形になっているのか、市としてどういうふうに考えているのか、お知らせいただきたいと思います。

○子ども課長

今回こういった中で子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むことが可ということでありましたので、今回盛り込みさせていただきましたので、改めて次世代の計画というものは作成の予定はございません。

○永田委員

林市長がよく言われる子育て環境日本一の計画が、日本一という公約というか、よく思っていることだと、強い思いで言われているとは思いますが、この総合計画の中でも、この3者の次世代を担う子どもを豊かにする、育むまちづくりの中でのこの子ども・子育て支援事業計画だけじゃないですけど、食育推進計画や第2次健康知立ともだち21も子育てに関することなんでありまして、中心としては子ども・子育て支援事業計画というのが非常に重要になってくるんじゃないかなというふうに、林市長はそういうふうに思っているんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺、市長どうですかね。

○林市長

この計画は、やはり市にとって非常に大事な計画、とりわけ子ども・子育ての支援をする環境をしっかりとやっていくということで、この計画をつくらせていただいたわけでありまして、この計画がやはり子ども・子育て環境をよくしていくための大きな計画という位置づけで事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○永田委員

その中で、くどいようですけど、子育て環境日本一を目指す林市長に対して、それに対して私は別に反対するものではありませんけども、この事業計画を今回上程して出されたわけでございますけども、もちろん審議会で子ども・子育て会議の中で林市長が自信を持って今回この事業計画を出されたと思うんですけども、どんな思いで、ど

ういった特徴、そしてこれに向けてどういった思いがあるのかお示しいただきたいというふうに思っています。

○林市長

この計画は、基本的には3本の柱がございます。1本目は質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供というのが1本目の柱であります。2つ目の柱が保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善というのが2つ目の柱。そして3つ目が地域の子ども・子育て支援の拡充、充実ということ、そうした柱のもとにやっているわけであります。

基本理念は17ページにも書かせていただいております。その中で後段の部分でありますけれども、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩がわりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、そして子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげるなどの支援をしながら、みずから子育ての責任、権利を享受することが可能になるようにしていくということで、まさしく自助、共助を公助の部分で助けていく、支援をしていくということが忘れてはいけない、そこら辺をしっかりとこれからは行政として訴えていくということが大事なことからかなというふうに考えております。

○永田委員

本会議質疑の中でも総合計画に関しての林市長じゃなくてこの計画自体、夢がないとかよう言われた、そういった指摘もあったと思うんですけども、これは5年間の計画で、計画の目標とか、そういうのも書いてあるわけでございますけれども、特徴が何かあるかといえば、コンサルタントに近いイメージもないわけでもないんですけども、計画に当たって、ちょっとおさらいさせていただくんですけども、どういった流れでこの計画自体がつくられたのか、その辺、担当部局お願いしたいと思います。

○子ども課長

こちらのほう策定については支援法だということで申し上げましたが、この中身については、確かにおっしゃられたようにコンサルを入れております。それで、まずたたき台となるもの、次世代

行動計画のものであったりを盛り込んで、まずたたき台というものをつくりました。それを子ども・子育て会議の委員の皆様にお示ししながら、その都度、毎回いろんな意見をいただきながら、あれが足りないんじゃないか、これが足りないんじゃないかというようなことがありまして、いろいろ中に盛り込む形で現在の形になってきたわけでございまして、例えば初め、その中には子ども条例のこの関係で、そういったようなことがなかったりとかというのが一番最初にもありました。そういった中で1つの例として言いますと、そういったものが形に入ってきたりというような形で今の形になりました。

○永田委員

ありがとうございます。もちろん基本的なことはコンサルタントに任せた上での素案の素案が出されたということで、それはわかりました。

10月16日から29日までパブリックコメントを開いていると思います。8月8日の水曜日にも子ども・子育て会議を開催した。その内容は、主にこの支援事業計画の中身だと思うんですけども、我々議会も御意見も出していただいたということで、まずパブリックコメントの中で、どういった御意見があったのかお示しいただきたいというふうに思います。

○子ども課長

パブリックコメントは10月16日から29日までの期間で行わせていただきました。その中でいただいた意見というものが、まず貧困格差の世代間連鎖を防ぐための希望する誰もが小学校入学前までに学習できる環境を整えるなど経済的な格差によって教育格差が生じないようにする仕組みがあるといいということですか、これは済みません、募集結果のついているものになってしまうんですが、それからシングルマザー・シングルファーザーやこれから結婚して子どもを育てる人たちが何の不安もなく子育てができるように、少子高齢化を防ぐためにも必要であるよというようなことの御意見的な部分と、それからあと5歳児健診の提案ですとか認可外保育施設の支援、それから育児休業

を取得している方の入所に対する御意見、それからガイドブック作成について多言語のものも要るんじゃないかということ、それから保健師巡回指導事業の今後の目標について地域型保育事業においても実施してほしいということ、それから認可外保育施設への支援として認可保育所の待機をしている利用者のみでなく全ての利用者に対する補助をしてほしい。それから今後参入してくる小規模保育事業に対して1歳児保育事業への1対4の保育士の配置の問題、それから統合保育の問題、提供区域の設定ということについて御意見をいただきました。

○永田委員

たくさん御意見をいただいて、それが全部この計画に反映できるかといったらそうではないとは思いますが、配慮しながら実施計画や何かに盛り込んでいくと思うんですけど、この子育て支援事業計画の中、私も何度か読ませていただいて、無難にまとまるとなるとような感じもあります。

ただし、これが5年計画の中で、どういった知立市の子育て事業になるのかなといったら、なかなか想像できにくいところもありますし、夢のある事業計画であればなというふうに思わせていただいたわけでございますけども、実施できるようしっかりとやっていただきたいと思いますし、また、これについても次期の計画に至るまでの主要課題、そういったものも踏まえてやっていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。私は以上で終わります。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第60号について挙手により採決します。

議案第60号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第60号 知立市子ども・子育て支援事業計画の策定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第61号 第2次健康知立ともだち21計画の策定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

1点質問させていただきます。この知立健康ともだち21計画なんですけども、40ページ、そして47ページでは8020運動というふうに書かれており、55ページでは40歳から74歳までが循環器の疾病ということで対象になっております。この知立市の健康ともだち21計画、75歳以上の方に対してはどのように計画に盛り込まれているのか、その辺のところがちっと見えないような気がするんですけど、御説明ください。

○健康増進課長

75歳以上の方の健康増進についての御質問というふうにお伺いしました。計画としてはあくまでも生まれてから最期、お年寄りまでの全ての方を網羅する計画ということでさせていただいております。ただし、重点がどうしても中高年の方以上のメタボリック対策というところに厚く当たっていることは間違いないというふうに考えております。

高齢者につきましても、高齢者計画等ございますので、細かいほうをそちらのほうに譲りまして、高齢者になっても健康でいられるように中高年のうちに健康づくりをしっかりとやっていこうという

ことであります。

また、高齢者につきましてもロコモティブシンドロームの問題とか高齢者に必要な問題を逐次取り上げて、記入のほうはさせていただいていると考えております。

○高木委員

といいますと、第2次の健康知立ともだち21計画の中には、健康寿命を延ばそうとかいろんなことが載っていますけれども、具体的には75歳以上の方に対してのことは省こうと、高齢者福祉のほうに入れていこうと、そんなふうな考えということでしょうか。

○健康増進課長

決してそのようなことではないのですが、国の健康日本21計画、そちらのほうもやはり中高年の方のメタボリック対策を中心に厚くした計画になっておりますので、ライフステージ全部拾いつつ、中高年の方につきましてもライフステージ別のことであるとか、いろんなところで記載をさせていただく中で、厚い部分がメタボ対策のような形になっていることは間違いないというふうに考えております。

○高木委員

国のほうの方針はそうですけども、特定疾患の数からいって75歳以下の人しかアンケートがとられてなかったということでこの数字が出てきているのでしょうか。この評価というか、このような方針が出てきているのでしょうか。

○健康増進課長

資料といたしまして、アンケートのほうも使っておりますし、あと特定健診の資料も使っておりますが、そちらのほうが厚く使われておるということは間違いないです。

○高木委員

知立市、75歳以上の方も非常に多くお見えになると思いますので、健康づくりということで、ともだち21計画、高齢者ということで特定はされていないようですけども、よろしく健康づくり、保健センターやっていただきたいと思います。

次に64ページですけども、周知活動戦略の中に

①健康づくり応援キャラクター、かっきー、保健センターはかっきーちゃんやってみるんですけども、今はちりゅっぴ、知立市としてはこれから活用するんですけども、かっきーちゃんかちりゅっぴちゃんかということで、どんなふうと考えてみえるのでしょうか。

○健康増進課長

確かに、ちりゅっぴちゃん誕生いたしました、そのことによって各課のキャラクターを使っではいけないというふうには聞いておりませんので、かっきーについてはこれからは健康づくり応援キャラクターとして活躍してもらおうと考えております。ただし、ちりゅっぴですか、非常に評判がいいもんですから、これからはコラボのような形で、かっきーとちりゅっぴのQ&Aみたいな感じで使えたらいいなというようなことも考えております。

○高木委員

ぜひそうしていただいて、かっきーちゃん、ずっとですけど、かっきーちゃんかちりゅっぴかといったら、やっぱり知立市はちりゅっぴでやっていかないと何か変だぞというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから④、前回説明のときにも聞きましたけど、健康マイレイジ事業なんですけども、具体的に知立市としては決まったのでしょうか。その辺のところお伺いします。

○健康増進課長

今、予算査定の段階であります、平成27年度中の実施に向け予算の要求はさせていただいておるところであります。

○高木委員

予算査定ということなんですけど、予算はどれぐらい要するというか、必要なんでしょうか。

○健康増進課長

ちょっとまだ予算査定中ですので、額までは御容赦いただきたいんですが、何百万も要る事業ではありません。100万円未満で、ささやかな記念品程度をお配りできたらというふうに今は考えております。

○高木委員

副市長、これはうまく予算を計上して通っていくものか、このように書かれておりますので、他市も知立市、愛知県もやっているところがあると思いますので、よろしく御回答をお願いいたします。

○清水副市長

愛知県が実施していますそういった事業とタッグを組むというか、一緒にやっていくということでございますので、この計画を進めるために欠かせない事業だというふうに考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

この計画の15ページをお願いしたいんですけども、死亡の状況というところがありますけれども、死亡数、死亡率の推移ということで、知立市は愛知県、全国に比べて6.4%と、平成25年度が。そういう形で低くなっていますけれども、これは単純に高齢化率の関係があつて、単純な比較はできないと思いますけれども、そうはいっても全国や愛知県に比べて低いような状況ですけど、この辺についてどういうことが言えるのかなということをひとつ御説明ください。

○健康増進課長

これにつきましては、単純に知立市が若いまちであるということに尽きるというふうに考えております。

○佐藤委員

そういうことだろうと思いますけれども、それでもう1つ、下のところに死因別死亡割合ということでありますけれども、ここにはがんの割合が最も高く、愛知県、全国比較すると知立市は脳血管疾患割合が高いと、こういうことが言われてます。この間、市民かどうかはわかりませんが、職員の中においても最近、相次いでがんで残念ながら亡くなるという事態がありますけれども、この辺について御説明を願いたいと思います。

○健康増進課長

がんについては、全国的にも死因のナンバーワンであります。今、大体がんについては2人に1

人の方ががんにかかり、3人に1人の方ががんで亡くなるというふうに言われております。これも高齢化社会と関係があると思います。年をとりますと、細胞の関係、どうしてもがんにかかりやすくなるということがあり、がんの罹患率は全国においても知立市においても高くなっております。職員については、本当に残念でならない気持ちは持っております。

○佐藤委員

それで、もう1つここでお聞きしたいんですけど、このグラフが読み取りにくいんですけど、この中には自殺というものがありますけれども、この自殺というのは、知立市はどこのところが自殺に当たるんでしょうか。

○健康増進課長

自殺についてですが、この表では非常に見にくい形になっておりまして申しわけないと思っております。平成24年度で1.6ですね。大体20人前後の方が自殺で亡くなっておりまして、全国と比べても、やや高いのかなというふうに考えてはおります。

○佐藤委員

私も1.6じゃないかなというふうに思いましたが、愛知県では1.0ですね。全国では1.2と。絶対数でどうのこうのということとはとまかくとして、1.6というのはちょっと全国、愛知から飛び抜けた数字だなというふうに私は実感していますけれども、最近では、もちろん自殺の原因はさまざまありますけれども、心の健康の問題だとか経済的に行き詰まってとか、さまざまあると思いますが、これらの自殺の原因の分析などはやられておりますでしょうか。そうした中で、これは健康知立ともだちということですので、心の健康やそういうことを推進していく取り組みに具体的に反映されないかというふうに思うわけですが、その辺はどうでしょうか。

○健康増進課長

具体的な数字は持っておりませんが、健康問題から自殺される方が一番多かったというふうに記憶しております。自殺を減らしていくために、心

の体温計とかいろんな行事をやっておりまして、これからも自殺対策、心の対策については21計画の推進の中でしっかりやっていきたいと考えております。

○佐藤委員

自殺対策については、全国的にも非常に年間3万人ぐらい自殺されるということで、国のほうでもそうした対策ということが言われますけど、これは個人のプライバシーとの関係の中でなかなか実効性と見えにくい状況かなというふうに思いますけれども、いずれにしても、全国に比べて知立市は高いということになりますと、そうした点で具体的な対策が必要だというふうに私も思うんです、具体的に提案できませんけれども。

それともう1つは、今健康増進課長のほうから病気で自殺に至るケースがあると、それが多いというようなことを言われました。そこで私、お聞きしたいのは、病気にはさまざまありますけども、55ページ、ここに重点的な取り組みという形で数値目標が現在値と、それから10年計画ですので10年後の目標値というものが定められております。

いずれにしても、例えば胃がんについても現状の検診率が7.7%、それから肺がん7.2%、乳がんについても一般的には17.2%、こういう数字がいろいろありますけれども、これは愛知県や近隣市と比べてどういう状況になっているのか。私どもが先ほどの死亡原因別のところの愛知県、それから全国というような形であって比較ができるわけですけど、これについて、知立市の検診の状況が目標値はそれぞれ10年後ありますけれども、現在値の中で実際に他市やそういうところと比べたときに、どの位置にあるのか、そのことを通じて知立市のおくれている問題は何かということも見えてくるんだろうというふうに私は思いますけど、この計画策定に当たっては、そうした比較検討もされたんでしょうか。

○健康増進課長

がん検診の受診率についての御質問ですが、残念ながら知立市、どのがん検診についても他市より、愛知県平均よりも低い形になっております。

原因はいろいろあるとは思いますが、例えば大きい総合病院がなくてなかなか受診がしにくい等いろいろあるとは思いますが。それらを解決すべく一つ一つ取り組んでおります。特に肺がん等、非常に愛知県でも下から何番目というところにありましたので、そこについても予算査定の中で対象年齢を上げてもらう等の工夫で上げれるものは上げていきたいというふうに考えております。受診率について、簡単に上げれる方法というのはないと思いますが、個別の受診勧奨であるとか受けやすい体制とか方法を整備するとかいう形で少しでも今後上げていけたらというふうに考えております。

○佐藤委員

それで、ここにはこういう形になってますけども、私ども議会にも県平均だとか近隣の医療圏の中でどういう状況にあるのか等を含めて、全国のことも含めて、そういう資料を私どももいただきたいなというふうに思うんです。どうでしょうか。

○健康増進課長

県との単純な比較については50ページ以降若干載っておるわけですが、それより細かい資料が必要ということでありますれば、またそちらのほうも用意して配付させていただきたいなと思います。

○佐藤委員

ぜひお願いしたいなというふうに思うんです。やはりそうした点で、全般的に近隣や県の平均値から比べると全体的に低いと、全てそうかわかりませんが、低いということですけれども、そうした点で資料出していただくと同時に、それを10年かけてこの目標値にこれらの計画をやっていく、引き上げていく、そして改善していくと。検診ばかりじゃなくて、その疾病予防等含めてやっていくということだろうというふうに思うんです。

それで自治体キャラバンのときに乳がんについて検診率が低いねというお話がありました。知立市の場合は、乳がん検診はどんな形でやられているんでしょうか。たしか1カ所だけという話も聞いてますけども、どんな状況でしょうか。

○健康増進課長

乳がん検診についてであります、市内で乳がん検診をやっている病院・医院は今のところございません。そのため安城市の病院に今現在委託をお願いしているという状況になっています。

○佐藤委員

乳がんに限らずですけれども、特に乳がんはそういうことなんだろうと思いますけど、もう少し御婦人の方々が乳がんの死亡割合、結構女性の場合高いわけですので、そうしてみると1カ所しかないということになりますと、大変時間や利便性を考えると現状にはふさわしくない状況だと思うんです。ですから、私はそここのところに限らず、もっとたくさん近隣あると思いますので、ぜひふやして、そうした早期発見をして死亡につながらないという状況をつくってほしいと思いますけれども、近隣はないんですかね。ぜひ私はふやしてほしいなというふうに思いますけど。

○健康増進課長

私も個人的には、いろんな他市の病院に頼んでいけたらいいなという思いは強くあります。ただし、医師会との関係もありますんで、今後調整しながら検討していきたいというふうに考えております。

○佐藤委員

もちろん医師会との関係はあって、どういう関係かということとはよくわかりませんが、大切なのは検診に多くの人が、御婦人の方々が参加していただいて、何もない一番いいわけですし、早期発見で本当に命を失わない、そうした取り組みが必要なわけで、医師会との関係があるにしても、何よりも命が大切という立場で、もうちょっと箇所をふやして、この計画の中で、10年計画でありますけども、早期に対応していただきたいなと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○健康増進課長

発言については大変重く受けとめさせていただきますが、できるかできないかを含めて今後検討させていただきます。

○佐藤委員

できるかできないか、何が問題でそうなののかちょっと私はわかりませんが、少なくとも、そうした体制をとるべきだなというふう思うんです。問題はあるかもしれませんが、何が問題で、解決しなければそれができないのか、私わかりませんので、問題があったら明らかにしていただいて、そして保険健康部長、やっぱりさっき言ったように、せっかくこういう計画をつくって目標値も引き上げてということですけども、具体的に早期にそうした検診できるところを広げていくという取り組みがないと、計画自体は立派な計画になっていても実効が伴わないというではいかんので、そこは早急に詰めていただいて、拡大してほしいなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○保険健康部長

佐藤委員御指摘の受診機関の拡大等につきましては、先ほど健康増進課長が申しましたように、その機関の受け入れ先等、医師会等々の調整等も図りながら研究したいと思っております。

○佐藤委員

検討ではなくて、検討した上で早期に実施を私はしてほしいと思っているんですよ。ですから具体的に、ぜひ問題解決をしていただいて実施機関をふやしてもらいたいんです。そういう目標で取り組んでももらいたいんです。

副市長、今いろいろ問題はあろうかと思いますが、私わかりません、その問題は。しかしながら、この受診率の低さやそういうことを見ますと、一刻も早く受診できる機関をふやしてもらうということが求められていると思いますので、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

○清水副市長

この乳がん検診については、先ほど健康増進課長が言いました51ページに愛知県と知立市の受診率の比較があります。愛知県は平成24年度12.3%、知立市が11.5%ということで少し開きがあるかなというふうに思うわけでありまして。知立市の現状は、この知立の健康を見ましても乳がん検診、集団検診として年20回、また今言いました指定医療

機関で受けていただくと、これ期間が定められているようでございますけども、今の現状では6月から2月という期間にもなっているようでございますので、こういったものの拡大ができるのかとか、先ほど御指摘の指定医療機関が複数にできるのかというようなこと、いろいろな手だてを講じる必要があると思いますし、またもう1つは、やはり愛知県においても12.3%ということを決して高くない数字だということになりますと、やはりそれぞれの方のそういった意識というものもしっかり訴えて、その必要性を理解していただくということも大事なことで思っておりますので、その辺もあわせて今後しっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○佐藤委員

いずれにしても、これ10年計画の長いスパンの計画で、それぞれ目標は40%とか、こういうふうになっておりますけれども、そうした意味合いでは受診機会の拡大、今副市長が言われたとおり、個人の意識の問題もあるんですよ。幾ら通知来ても大丈夫だよと言ってやらない方も見えるということだろうというふうに思いますが、いずれにしても、そうした点ではこの計画を推進していく上で本当にそうしたPRを含めて強力に進めてほしいなということでもあります。ぜひそうした点でお願いしたいなということでもあります。

○保険健康部長

この計画の目標数値、10年という長い期間の計画でございますが、それに向かって、その計画を実施できるような形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○三宅委員

小さなことでございますけど、行政の取り組みということで、29ページで健康推進員、食育改善推進員などの栄養・食生活に関する取り組みを行うボランティアを育成支援しますという、今後もまた今の同じような支援をしていくような段階ですかね。ここら辺をちょっと説明いただきたいですけれど。

○健康増進課長

健康推進員の方については、ただいまちょうど育成の真っ最中でございます。今後につきましても育成支援のほう力を入れていきまして、この制度がしっかり地域に根づいて、市民の皆様の健康づくりにお役に立ちますよう努めていきたいというふうに考えています。

○三宅委員

こういう健康推進員の役目、役をやられる方の現状というのはつかんでみえますかね。

○健康増進課長

皆さん大変な思いをしている方が多いということは知っておりますし、若い方が少なくて年配の方が区長から頼まれて嫌々とかいう方も結構おるということは聞いております。大変な思いをしていただいているという点も理解しておるつもりです。

○三宅委員

先月、健康推進員の方から聞きまして、健康増進課長のほうに行きまして要望させてもらったんですけど、未来をつくるなら若い方がボランティアになれるような仕組みを入れてもらいたいんですけど、どうですかね。

○健康増進課長

健康増進課としても若い健康推進員は大歓迎です。ただし、やはり仕事等忙しいというところがあり、なかなかいただいき手がないのかなというふうには考えております。その辺のところを何とか若い方にもやっていただけるように今後いろいろな工夫をしていきたいというふうに考えております。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終

わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第61号について挙手により採決します。

議案第61号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第61号 第2次健康知立ともだち21計画の策定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時13分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康増進課長

申しわけございません。1点訂正のほうさせていただきます。死因別死亡割合、ページで言いますと15ページをお開きください。先ほど自殺者の方の率1.6%ということで報告させていただいたんですが、平成24年度、自殺者19人、死亡総数446人で、割り返しますと4.3%が自殺による死亡ということになります。グラフ等大変見にくく申しわけありませんでした。グラフのほうは、また見やすい形で印刷のほうさせていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○稲垣委員長

議案第67号 知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

かとれあワークス条例の参考資料のほう見せていただきまして、この条例ですけれども、かとれあワークスが今後、今の条例ですと、この中には就業する意欲があるということが入っておるんで

すけれども、今回のこの事業内容を見ますと、この中は社会との交流促進そして厚生労働省で定める便宜を供与するというようなことで書かれておりますけれども、このかとれあワークスが地域活動支援センター3ということになって趣旨が変わってきたというふうに解釈するんですが、その辺のところを説明お願いいたします。

○福祉課長

今回の条例改正において、かとれあワークスは精神障がい者の社会復帰の促進と就労に向けた訓練等を行う事業所から地域活動支援センターに移行させるというところがポイントでございまして、知立市内の事業所においては就労支援事業所ABという事業所がかなりの数できてきたので、要はひきこもり等から、家庭からまず第一歩を踏み出せる場所という形で、地域活動支援センターとしてかとれあワークスを指定することによって事業所運営をしていきたいということで、このような形にさせていただきました。

○高木委員

そうしますと、今の話にありましたように知立市としてはこの地域活動支援センター3型というんですかね、これは初めてというふうでしょうか。

○福祉課長

地域活動支援センター2型という形で福祉の里八ツ田で事前に運営しておりますが、地域活動支援センター3型は初めてになります。

○高木委員

この3型で、今回のこの条例を見ていきますと、利用定員、かとれあワークスの利用定員は20名とするというふうになっておりますが、3型に占めます厚労省ですと10名以上という言葉に書かれているんですけれども、知立市、20名というふうになっているんですよ。この辺はどのように、教えてください。

○福祉課長

現在かとれあワークスの登録者22名いらっしゃいますけれども、実際は8名から9名の利用でございまして、なかなか10名には届いていないのが現状でございます。地域活動支援センター3型の

最低ラインが10名でございますので、それを超えていただくような形での運営を今後お願いしております。

○高木委員

知的障がい者の方も含まれるよということで、現在知的障がいの方も市のほうとしては把握してみえると思うんですけども、この登録に関しましては市長が許可をするというふうになってくるようですけども、大体何人ぐらいのまずは登録というふうに思ってみえますでしょうか。

○福祉課長

現在1名の方が療育のBの方が使用されております。市としては知的障がい者を多く入れるという意向はございません。それは生活介護支援事業所がここ平成26年、27年という形で計画的に開所する予定でございますので、あえて知的障がい者のためにかとれあワークスの門を開けたわけではございません。

基本的には精神障がい者のみを対象ということで鬱病、統合失調など病気の方が気軽に通える場所として運営してきたんですが、今回知的障がい者、知能指数一定基準以下の方も対象とするのは精神障がい者の方と知的障がい者の境目は曖昧で重なる部分があり、知的障がい者の方でも日常生活にそれほど支障がないという判断のもと精神障がい者の方と一緒に活動することが可能だと考えたのが理由でございます。

○高木委員

この地域活動支援センターに関しましては、自分で通えなければならないという条件があり、今お話になられたように、やはり知能指数もいろんな段階があると思うものですから、ここで、今はいっぱい来れても8名ぐらいだよというふうで、正規の職員が2人お見えになるんですけども、今後の方針としては、やはり人数が今よりもふえていくだろうということで職員体制、それはどのように考えておられるのでしょうか。

○福祉課長

職員体制は、施設長1人の正規職員2名、臨時職員3名という形になる予定でございます。

○高木委員

これから地域活動支援センターのほうに通うというか通所できる方たちを見つけ出す、もちろん療育のお医者さんをお願いされる、そして社協のほう等をお願いすると思うんですけども、知立市として具体的にこんなふうにしてひきこもりの方たちを引きずり出すんだよという手だてを1つだけ教えていただいて私の質問閉じたいと思います。

○福祉課長

障がい者計画との関連があるんですが、障がい者計画の部会でこころの健康支援ネットワークという部会を設置しております。その委員のメンバーにはかとれあワークスの施設長を部会長として、かとれあ家族会の代表の方、刈谷病院の地域連携室、障がい者相談支援員、衣浦東部保健所及び福祉課の保健師、健康増進課の保健師でチームを組んでいただいて、いろいろ心の相談等の事業についての話し合いをさせていただいています。一応目標としては平成27年に生活困窮者自立支援事業を社会福祉協議会のほうに委託する予定でございます。その中でひきこもり対策というのが重点課題となっております。

ベースとしては、今言ったこころの健康支援ネットワークをベースで、そこでいろいろ検討させていただいて、ひきこもりの把握は実験的に平成25年12月に民生児童委員にアンケート調査をとりましたところ24名程度のひきこもりの方を民生委員は知っていられると。もう1つはNPOみらいに伺ったときに、16歳以上のブラジル人の子が日本の高校に上がったときに、なかなかなじまなくてひきこもりってしまっているという話も聞いております。目標としては平成29年度、平成27年に生活自立支援事業所を立ち上げて平成28、29年目の3年後ぐらいにアウトリーチといって家庭のほうに出向いて行って、そういう方と接触して何とか社会復帰に向けていきたいと。その第一の拠点と、社会的な行き場所として地域活動支援センター3型でかとれあワークスというところが大きな位置づけになるかなというふうな形で想定しております。

以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第67号について挙手により採決します。

議案第67号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第67号 知立市かとれあワークス条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第68号 知立市中央子育て支援センター条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

中央子育て支援センターの条例ができました。まず中央子育て支援センターの一番の目的は何だったのか教えてください。

○子ども課長

建設中の中央子育て支援センターについては、市内の子ども・子育て支援の中核施設として、また、ほかの子育て支援センター、これは来迎寺子育て支援センター、南子育て支援センターであります。その中心として位置づけるものとして建設しております。

○高木委員

一般質問でもありましたけれども、この条例の中に第3条（5）に一時保育事業に関するということがありますが、この一時保育は療育事業に中央子育て支援センターに登録された方だけなのか、その辺のところをお聞かせください。

○子ども課長

一時保育の利用者につきましては、療育事業に登録された方ではなく、ほかの方にも御利用いただけるというものになっておりまして、3歳未満児が対象となっております。

○高木委員

そこなんですよね。ここができたときに、地域の皆さんに、なぜ中央保育園を廃園にして中央子育て支援センターをつくるかというところが私はどうも合点が何となく、一時保育事業ができるというのも、この療育というか相談に見えている、日ごろは他の保育園に入れないお子さんのために、緊急時のためにつくるものの一時保育ならともかく、これはどういう意味合いで一時保育を全員の、全般の中央子育て支援センターに持っていかれたのか、その辺の趣旨をお聞かせください。

○子ども課長

今回一時保育を中央子育て支援センターの中に設けるわけでございますけれども、現在療育をさせていただく場合にも、お子さんを連れて参加される親御さん見えます。その方はお子さんを預かっていただく方が見えるんですが、その方がもうちょっと大変だということで、その方も今そういう状況になってきておりまして、支援センターのほうにおきまして、そういった療育の利用者の方の一時保育のほうを利用させていただきたいということが発端でございますけれども、ただそれだけではなく、一般の方にも利用を広げているというような形でございます。

○高木委員

子どもが2人いて、今の話、1人の妹か弟が療育しなければいけないと、お姉ちゃんならお姉ちゃんのほうは健常だよと。その子がまだ3歳未満なので、1歳の子が悪いから、その子を預かるのに一時保育になるんですか。

○子ども課長

この一時保育を利用していただくということであれば、その事業のほうで有料で保育を利用していただくことになります。

○高木委員

お母さんと一時保育の分離させてみることは保健センターでも現在もやっておりましたので、私も経験しておりますけれども、分離させなきゃいけない子というのはあるんですよ。別にお母さんが見られれば見てでもいいんですけど、この一時保育事業にその子が預ければ、そうなりますよと言ったって、そんなのはサービスの1つじゃないのかなというように思うんですけど、これも一時保育事業になるんですか。2人の子どもを連れてきました。片方の子をお母さんが預かります。それも一時保育になるんですか。その辺のところを、もう一度。

○子ども課長

この一時保育というのは、私どものほうで保育士、臨時保育士を雇用いたしましてお預かりするという事業になりまして、利用者のお母さん同士がそこであることを言われたんですかね、お預かりしてこの部屋を使うという形の部屋ではございません。

○高木委員

何となく話がいまいちわからないんです、私には今の話は。親子分離ということの延長で、親子分離なんだけど、その対象者の子以外の子は親が見ていても別に構わないと思うんですけども、それは。福祉子ども部長どうなんですか、この辺は。

○福祉子ども部長

今回の施設に関しては、本来先ほど言われてたように子育て支援センター部分と療育部分という形、ただ療育の関係を一応午前中やらせていただくようなこともありまして、少し部屋にも余裕があるようなこともありまして、今回一時保育事業をやらせていただく。

それと今子ども課長が言いましたように、例えば上の子、下の子でもよろしいわけなんです、

療育のほうの関係というと、当然まずお母さんと子どもで療育の関係の形で受けていただくということで、その間、以前はお母さん個人が、要はベビーシッターというんですか、そういったやっていただける方を雇ってという形で来ていただいてやってたわけなんです、その方もなかなか年齢等もあってできないということもあって、今後どうしたらいいかという話があって、その関係で、うちのほうで保育士を雇わせていただいて、市のほうでやらせていただく。ただその部分だけでは、やはり本来の一時保育、今でも満杯ということもありますので、少し拡充という意味で一時保育という形で6名受けるような形のものを事業として始めさせていただいたというのが形になるかと思っております。以上です。

○高木委員

この療育に利用するに当たって予約が要るんですか。療育を受ける、きょうこの日行きますよという予約が要るんですか。

○子ども課長

まずこの療育事業に参加していただくためには申し込みをしていただいて、その上で私どものほうがお子さんが療育が必要かどうかという判断をさせていただいてから、療育事業のほうに参加していただくという形になりますので、年齢、ある程度、大ざっぱにいうと年齢区分、3歳以上だとか、それから2歳だとかというような形でのクラス分けはさせていただくんですが、多少発達の関係で、その辺は変わるかもしれませんが、3歳以上については週4日、2歳児については週2回程度ということで療育のほうに参加していただきたいということで考えております。

それと先ほど高木委員がおっしゃられたお母さんが上の子を見ていてもどうかという、それについてはそれを全く拒否するわけではございませんけれども、ただ、お母さんが療育を受けるお子さんと向き合っていたきたい、その療育をすること、そこだけでお母さんはお子さんと生活するわけではありませぬので、あくまでそういうところで集団療育ということでお母さんがお子

さんに対してどういうふうに向き合ったらいいのかということもそこで学んでいただきたい、そうすることで御家庭でもお子さんに対して、こういう指導したり、こういう向き合い方をするといいですよという、そういうようなこちらのほうからサポートというか助言というような形をしながら、お子さんの発達を助けていきたいというものがございまして、できればほかのお子さんが見えれば、そういった預けられる場所があれば表現悪いかもしれませんが預けていただいて、療育を受けるお子さんに向き合っていて一緒にやっていただくのがいいのかなと思っております。

○高木委員

療育を受ける人たちが週に4回から2回というお話が今ありましたね。その方たち、今ひまわりルームが来迎寺、そして南保育園でやってみえると思うんですけども、大体今は何人ぐらい対象者はお見えになるんですか。

○子ども課長

療育については、南児童センターのひまわりルーム、児童センターの1部屋で間借りしてやっておるんですが、現在の人数につきましては、全部で21人となっております。3歳以上については4人、2歳が16人、1歳が1人というような形で今療育を受けていただいております。

来迎寺のほうは、支援センターであって療育事業は行っておりません。ですので療育はあくまで南児童センターの中の1室で、あと南子育て支援センターと来迎寺支援センターはまた別物で療育をやっておりません。

○高木委員

一時保育事業、今お聞きしていて、ここで療育に参加する方たちが同時に申し込まなきゃいけないようになってくるんですね。この一時保育事業にももしも参加すると自分のお子を見てもらおうと思ったら、そうしたら、この前の福祉子ども部長の答弁では予約ができるんですよと言われて、一般の方たちがもしも予約された場合、療育に来た人たちは自分のお子を見てもらおうと思っても、いや、あなたたちはもうだめですよと

言われたら、それどうするんですか。

○子ども課長

一応前月の1日、1日が土日ですと最初の日になるんですが、月の初日から受付するわけなんです、その際に中央子育て支援センターのみで受付をさせていただいて、翌日からは中央子育て支援センターと市役所のほうの子ども課のほうの窓口で両方でお受けするという形をさせていただく予定でおります、受付については。その場で行けませんよということであれば、ちょっとほかのところを御案内できるかどうか分かりませんが、中央子育て支援センターの一時保育は定員6人を予定しております。ですので、それを超えてお預かりすることはできませんので、その場合はほかの一時保育だとかというのを御案内するしかないのかなと思っております。

○高木委員

その部分が私が一番不思議だなと思ったんですよ。療育に来る人、療育を今利用してみえるお母さんが困ったと、緊急事態なんだと。書いてありますよね、第8条に緊急性が極めて高いということが。この緊急事態のときに、もう既に6人に達していましたよと。じゃあなた、お姉ちゃんはこのうちのほうの保育園がいているからというふうになるのが一番私は心配したんですけども、その辺はどんなふうに考えてみえるんですか。もう全部が一体として一時保育は預かるよと、今のお話は。しかし、その中央子育て支援センターのほう利用する方が例えば万が一交通事故、あつてはいけないんですけど、御家族の誰かがなったということで、緊急にとか、そういうことがあったとき、それ一番緊急なんですよ。ここに書いてある出産とかはどちらかというと、緊急は余りないですよ、すぐに生まれちゃったというのは緊急なんですよ。ちょっとその辺のところをわかりやすく説明してください。

○子ども課長

緊急という場合は、子育て支援センターの一時保育が緊急だけのこういうやり方をしているわけじゃなくて、通常のほかの保育園でやっている一

時保育においても同じような形で取り扱いしている形、一時利用の手続の例によると規則の第8条のほうでありますように、もともと一時保育の事業、これとは別に先にやっておるんですが、それに準ずるといえるか、同じような形でやりますよということを明記させていただいてるものでして、ですので、緊急時という部分については、そのときにあいているかあいてないかというお話になると、あいてなければどうするというのはなかなかお答えしにくいんですが、本会議の中でも福祉子ども部長が答弁させていただきましたように、現状、今年度については比較的保育園のほうの一時保育についても余裕がある年になっておるんですが、高木委員の言われたような、どこも全部埋まってる時どうするんだと言われると、なかなか対応についてはお答えしかねるところがあります。

○高木委員

もう一回だけ言います。ここは、ほかの保育園とは違うよということが言いたい。違いますかね、福祉子ども部長。

○福祉子ども部長

今回の子育て支援センターについては、今高木委員が言われるように療育が事業と支援センターが主体であります。当然それが本来のものであって、例えば今高木委員の言われるように療育の子ども、お子さんのということで、そこのお子さんを見ていくというのがまずは基本にあるのかなというふうに感じております。ですから一応、一時保育という形をとっておりますが、それはどうしても先ほど言ったように、枠を拡大させていただきたいということでやらせていただきますが、基本はやはり療育のお子さんは中心的にその辺は調整なり考えていくべきだなというふうに感じております。

○高木委員

今の福祉子ども部長のお話で療育、ここの施設を使ってみえるお子さんは一時保育という、本当に緊急性があったときはこの中央子育て支援センターで、パートをそのときに臨時にふやしても何

でもいいですけど、じゃあなたはきょうは宝保育園があいているからそこへ一時保育に行きなさいというようなことはないということだけお約束していただいて、この中央子育て支援センターの一時保育にさせていただきたいんですけど、それはお願いできますでしょうか。

○福祉子ども部長

高木委員の言われるようにそれについては配慮が必要だと感じております。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○佐藤委員

今の話がわからなくなりました。1つだけ私お聞きしたいんですけど、ここに事業の中身で肢体不自由児も建設当時の図面などをもらって、肢体不自由児はどこでどんな事業をやられるのか、その点だけお願いします。

○子ども課長

肢体不自由児の方の療育というのは、今度の中央子育て支援センターでもということですが、それにつきましては、肢体不自由児の方の機能訓練とかそういったものではなく、あくまで療育で行っている知的発達だとか、そういったようなものの集団保育、そこに参加していただいて、肢体の方に関しても知的な部分、知能の部分についての発達をそこに参加していただいてやっていただくということで考えておまして、肢体とか、実際そういう部分についての療育事業としては考えておりません。

○佐藤委員

ということは、よく意味がわからなかったんですけど、知的だとか、ちょっと学習障がい的な子どもたちを含めて療育事業があるわけですけど、特別肢体不自由児という限定の中での機能の発達とかそういうことではなくて、全体の中で肢体不自由児を見るよということですか、端的に言えば。どうでしょうか。

○子ども課長

あくまで知的とかそういう部分と一緒に参加していただいて、療育事業を受けていただくという

ことでございます。

○佐藤委員

そうすると、この肢体不自由児というのが1つ中央子育て支援センターのときに、建物の図面の中に肢体不自由児の療育みたいな話があったんですけど、それとはちょっと中身的に、当初の図面で示された2階建てでしたよね。1階と2階ありまして、図面の中にはそういうことが書いてあったと思うけれども、それとはちょっと違うということでしょうか。

○子ども課長

部屋としては、4つ療育室というのは持っております。その中で図面としてはおっしゃられたとおり、肢体不自由児の部屋というのが記載されておりましたが、療育事業については先ほど申し上げたような形の事業という形となっております。

○佐藤委員

そうすると、肢体不自由児で、現在はそういうことで、ちょっと私はのみ込みが悪くて大変恐縮なんですけど、ああした図面が描かれて、そういう肢体不自由児が抱える特性に応じたような何かやられるのかなと思ったら、今の話だと知的やそういう人たちも込みの話で、端的に言えば、なれてもらうようなことをやられるということなんですか、どうなんでしょうか。

○子ども課長

なれていただくというのではなくて、あくまで知的、体は肢体不自由児ではないですけどもという形の療育をされているお子さんと同じクラスに入っていて療育を受けていただくという形です。

○佐藤委員

私、専門家じゃないのでそれがどうなのかということとはわかりませんが、ただ当初あえて肢体不自由児のそうした部屋までつくってやられるということになると、そうした子どもたちの特性に応じた何かがやられるのかなというふうに私自身は思っていたものですから、ちょっと意外だなというのが率直な感想です。福祉子ども部長、それで今子ども課長が説明したようでよろしいです

か。

○福祉子ども部長

先ほど子ども課長が言いましたように、肢体不自由児の方の治療というんですか、リハビリのようなことはちょっとやれませんので、それについてはやらないと。ただ、その中で、集団の中に入って療育で、遊びが中心になるわけなんですけど、遊びの中で体を動かしていただく、そういったものに興味を持っていただくというんですかね、子どもが楽しめるような形をもって、要はそういうことで体を動かしていただいて、それがひいてはリハビリじゃないですが、そういったことにもなってくるということなんですけど、ただそれについて肢体不自由の子どもだけ集めてという形ではなくて、今までどおりの発達障がいの子も含めての形でやらせていただきたいという形で年齢によってクラス分けをさせていただくような形でやらせていただく。当初の図面が個別というか、別々にやるような形であってあった感じはしますが、最終的には今のようない形で落ちついたということになっております。以上です。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第68号について挙手により採決します。

議案第68号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第68号 知立市中央子育て支援センター条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 知立市かとれあワークスの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

このかとれあワークスなんですけれども、指定管理の時期なんですけど、平成25年4月1日から平成30年3月31日までと前になっておりましたけども、これはここで指定期間が変更になっているんですけれども、内容が変わるとこの指定期間というのが変わるんですか。

○福祉課長

今回、企画政策課のほうと協議させていただいて、管理基準及び業務範囲が変更になるということで一度前回の指定管理を取り消しをさせていただいて、新たに法的位置づけを持った地域活動センターになること及び開所日数がふえることなどによって管理基準、業務範囲が変更するということが新たに5年間の指定管理を審査していただいて今回上程させていただいたということでございます。

○高木委員

先回も議案として出されておりました。このような指定期間ということ。今の説明がきちんともうちょっとされると、そこで一旦もう平成25年4月1日から変更ということで、結局平成27年の3月31日までの契約期間で、指定期間を変えたということなんですね。それで新たにということ、もう少しこれからはわかりやすく説明していただけるとありがたいと思いますけども、今後はどんなふうにされますでしょうか。

わかりました。ありがとうございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第69号について挙手により採決します。

議案第69号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第69号 知立市かとれあワークスの指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第70号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○佐藤委員

今回、指定管理ということでやるわけなんですけども、指定管理の事業の範囲はどういうものかということと、新たに答弁の中で生活困窮者自立支援と、この事業を向こうのほうに委託するというようなことも言われてますが、その点、簡潔にお願いしたいと。

○長寿介護課長

指定管理の範囲につきましては、福祉の里八ツ田条例に規定したとおりでございますが、施設の管理、デイサービス等が列記されておるわけなんですけども、直ちに条例案が出てきませんので、後ほどということでもよろしいでしょうか。

それから、もう1つの件については福祉課でお願いします。

○福祉課長

生活困窮者自立支援事業は、福祉課のほうから社会福祉協議会のほうに委託するという予定でございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑ありませんか。

○長寿介護課長

指定管理にかかわる事業につきましては、老人デイサービス、障がい者デイサービス、研修、相談事業、それから食事サービス、ボランティア活動支援事業、済みません、読み間違えました。

条例の第5条のところ、第2項の中に指定管理にかかわる業務は次のとおりとするということで書いてございます。その中で書いてあるのが今読み上げたところと食事サービス、ボランティア活動支援事業、その他地域福祉センターの設置目的を達成するために必要な事業、それから第5条の2項に地域福祉センターの利用の許可に関する業務、地域福祉センターの利用にかかわる料金に関する業務、地域福祉センターの維持管理に関する業務、その他必要な事業として市長が特に認める事業ということになってございます。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号について挙手により採決します。

議案第70号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第70号 知立市地域福祉センターの指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第71号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第71号について挙手により採決します。

議案第71号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第71号 知立市いきがいセンターの指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第72号 逢妻衛生処理組合規約の変更についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第72号について挙手により採決します。

議案第72号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第72号 逢妻衛生処理組合規約の変更についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第73号 逢妻衛生処理組合解散についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第73号について挙手により採決します。

議案第73号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第73号 逢妻衛生処理組合の解散についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第74号 逢妻衛生処理組合の解散に伴う財産処分についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第74号について挙手により採決します。

議案第74号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第74号 逢妻衛生処理組合の解散に伴う財産処分についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号 し尿処理事務の委託についての件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○高木委員

このし尿処理事務の委託についての議案なんですけども、先日市民部長のほうから訂正が出されました。私この中で疑問に思ったところがあるものですから質問させていただきます。

予算の執行等で第4条2のところに委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は豊田市の収入とするということで、豊田市に納めるわけなんでしょうか。

○環境課長

委託事務の管理執行に伴い徴収する使用料等、具体的には行政財産目的外使用、中電柱だとかそ

ういったものがあります。それとあとマレットゴルフ場の水道料金、そういったものがあります。そういったものは豊田市のほうで収入するということでございます。

○高木委員

そこで第8条を見ていただくとわかるんですけど、ここで委託事務を廃止する場合において、当該委託事務の管理及び執行に係る収支廃止の日をもって打ち切ると。豊田市長が決算する、この場合において、剰余金が生じたときは速やかに知立市長に返すんですか。知立市、市長のものになるんですかね、こういうお金というのは。

○環境課長

今根拠規定が手元にございませんで、詳細なことは申し上げられませんが、こういった規約につきましては前例も多くございまして、自治体の長が受け取るということの規定になっておりますので問題はないかと思いますが、後ほどお答えさせていただきます。

○高木委員

後ほどと言われますけども、どうなんですか。市長が決裁する、協議するのは市長対市長で協議はされるんですけども、剰余金が生じたときは速やかに知立市長じゃなくて知立市に還付じゃないんですかね。市民部長どうですか。

○市民部長

実務的にはそういう形にはなろうかと思いますが、この条文の文言、言い回し等につきましては、全国各地で事務委託方式とられてます。そういったものを準則といいますか、見た中でやっておりますので、そこら辺は事務に支障がなく取り扱われると思いますが、先ほど環境課長が申しましたように、根拠法令につきまして一度確認をさせていただいて適正な事務の執行については当然のごとくしていかなきゃいけないとは思っております。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時12分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉子ども部長

先ほどの子育て支援センターの中の療育事業と一時保育の関係ということで、私のほうの答弁の中で、療育の方の兄弟優先という形を、そのようなニュアンスで話したような感じになっていますが、基本的にはやはり一般の方も受け入れていくということで、優先という形のもので例えば6名受けるということで、6名もう入っている中に療育の方が入ったときに、療育の方入れちゃうというような形のことはしませんので、あくまで最初に申し込むときに、そういった療育の方についてはカリキュラム等決まっておりますので、その辺の調整はさせていただくという形の考えであります。でありますので、先ほど言った療育の子だから全てそこを優先的に使うんだという形ではありませんので訂正させていただきます。以上です。

○環境課長

高木委員の御質問の中のお話ですが、委託事務の廃止に伴う還付金の歳入につきましては、当然自治体を受け取るわけでございます。この辺は代表者としての表記でありますので御理解いただきたいと思います。

○稲垣委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第75号について挙手により採決します。

議案第75号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第75号 し尿処理事務の委託についての件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第83号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に自由討議に入ります。本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第83号について挙手により採決します。

議案第83号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって議案第83号 知立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第34号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第34号 介護・福祉・医療などの社会保障の施策拡充についての陳情について、内容としまして生活保護について安心できる介護保障につい

ての中では介護保険料の利用料、介護にかかわる基盤整備など包括ケアを含む要介護1、2とそして介護予防の取り組みとした新しい総合事業について、そして高齢者の福祉施策の充実、そして3番目として福祉医療制度の充実、4番には子育て支援について、5番には国保改善、6番、障がい者の施設拡充、知立市においても切実な問題となっております。7番、予防接種につきましては、任意予防接種に補助をすることで重篤な症状を改善できると書いております。どの陳情事項も十分理解できます。

しかしながら、財源につきましては、5番に書かれております国保の改善の中に一般会計からの繰り入れ拡充と書かれていることは知立市にとってなかなか難しい問題だとも思えます。しかしながら、市民生活が安心できることが重要です。この陳情第34号 介護・福祉・医療などの社会保障の拡充の陳情につきまして、知立政策研究会として賛成意見といたします。

○三宅委員

第34号については市議会としては不採択したいと思います。この陳情については平成26年12月にも出ておりまして、内容が大体同じということで不採択としたいと思います。

○杉山委員

陳情第34号につきまして公明会派として不採択をお願いいたします。趣旨説明の中で陳情者の方が述べられておりました生活保護について、特に知立市におかれましては、自治体の中でいろんな部分で申請等早急に調整していただきながら生活保護の方の面倒を見ていただいております。多項目いろいろと提言され、陳情の思いを述べられて、思いのところの部分では当然のことと感ずけますけれども、今回全てのことが財源も含めて、これからいろんな調整という形で通っていくと思いますので、今回につきまして不採択ということをお願いいたします。

○佐藤委員

陳情第34号について、介護・福祉・医療、社会保障の施策拡充と、この点につきましては、地方

自治体が本来果たすべき福祉の保持・増進という点で、これは知立市に対して市議会として陳情書を採択を求めたものでありますけども、私はこれが財源を伴うものや、その他いろいろあります。しかしながら、地方自治体の本旨であるところに照らし合わせてみると、議会がこれを採択し、また行政がそれを努力目標として取り上げていくということが必要ではないかと、そんなことと同時に、陳情項目さまざまありますけれども、私どもが一般質問・質疑の中で求めてきた中身が大変多く含まれていると、そんなことから採択でお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第34号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第34号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第34号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第35号 愛知県に対し福祉医療制度に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第35号 愛知県に対し福祉医療制度に関する意見書提出を求める陳情書について、先ほどの陳情第34号と同様の内容があります。陳情内容に

障がい者医療のうち医療の補助対象の一般の病気にも広げるとあります。障がいを持つ人は健常者のように働くことはできません。補助対象を拡充していただきたいと思います、知立政策研究会はこの陳情に賛成といたします。

○三宅委員

この陳情書については、いろいろ多岐にわたって非常に賛同できるところもありますけど、市政会としては不採択としたいと思います。

○杉山委員

陳情第35号 愛知県に対し福祉医療制度に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして、趣旨の部分、先ほどの皆さんの御意見もございました障がい者医療費助成、また後期高齢者医療の福祉の医療費助成等、これから抱える問題たくさんございます。そういった中で愛知県としても財源の問題いろいろ含めて調整していくところもありますし、またそれに対して自治体として声を出していくことも必要だということも思います。そういった点も含めました。

しかし、陳情事項に対しまして第34号にございましたように、まだまだ私たち自治体としての施策を提案していく部分も調整しながらという思いがございます。今回に関しまして公明党派として不採択をお願いいたします。

○佐藤委員

私は陳情第35号に対して、これは愛知県に対してのことですけれども、福祉医療制度についてさまざまこの間いろいろありましたけれども、縮小せず拡充と、こうした点、さらに18歳まで子供の医療費無料化ということも提案させていただきましたけれども、県事業としてやられて、市と分かち合いながらやるという点で、市の負担も小さくなるんじゃないかなと。そうしたことを含めて私は県に対して、愛知県の場合はさまざまありますけれども、財政規模が東京都に次いで2番という中で、県の財政のことどうのこうのはできませんけれども、ぜひ県に対して働きかけをしていくということが必要ではないかと、そんなことから採択してほしいなというふうに思います。

以上です。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第35号について採択することに賛成の委員は举手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第35号について不採択とすることに賛成の委員は举手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第35号 愛知県に対し福祉医療制度に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第36号 愛知県に対し医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見がありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第36号 愛知県に対し医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書について意見を述べさせていただきます。

この意見書にも書かれておりますが、国民健康保険制度の安定確保のため、国や県がしっかりと財政を確保していただきたいと思います。しかしながら、介護保険同様、医療制度も暮らしの安心安全の保障となるように願っておりますが、なかなかうまくいっておりません。よってこの陳情、知立政策研究会、賛成といたしたいと思います。

○杉山委員

陳情第36号 愛知県に対しまして医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして、趣旨の中でありました国民健康保険制度そのものの破綻しかねない状況、国民にとって国民健康保

険制度というものは一番大事な問題であります。

また、県が国に対しまして補助金の削減、病床等も含めて医療ビジョンの策定に当たってのこういったものの問題等に対しましても県に訴えていきたいというこの趣旨の内容を含めまして、今回公明会派として採択としていただきたいと思います。

○三宅委員

この陳情に対して市政会は賛成したいと思いません。先ほど皆さん言われたとおりでございますのでよろしくお願いします。

○佐藤委員

陳情第36号、私も採択でと。国民健康保険をめぐる状況は地方自治体、市町村国保において、どこも苦しい実態があります。そんな中で都道府県単位化という問題も1つ議論になっているわけですが、いずれにしても、県の市町村に対する補助金がないという点では市町村をもっと応援してほしいなということから、ぜひ復活をお願いしたいということが1つであります。

それからもう1つは、病床については国が削減のガイドライン、こうしたことに出しているわけですが、県としてはそうしたガイドラインを安易に受け入れることなく、そうした計画づくりに当たっては、そうしたことを前提にしないと同時に、やはり県主導、国の意向に沿ってどんどん決めるということではなくて、やっぱり関係者の意見を取り入れる、そうした点で十分意見を反映してやってほしいなというふうに思いますので、採択でお願いしたいなと思います。

以上です。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第36号について採択することに賛成の委員は举手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって陳情第36号 愛知県に対し医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第38号 年金制度に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第38号 年金制度に関する意見書提出を求める陳情書について、知立政策研究会、賛成したいと思います。

陳情内容にも書かれておりますように、日本国憲法に保障された国民が幸福に暮らす権利や生きる権利が保障され、住民の福祉を守るためにも年金の削減などあってはなりません。中止にすることで私たちこの陳情書のように安心して生活できる年金制度確立していただきたいというこの意見書、賛成いたします。よろしくをお願いします。

○杉山委員

陳情第38号 年金制度に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして、国民の皆様が不安に思っているらっしゃるこの年金問題、ここの趣旨にもあります部分、国民生活は老いも若きも賃金を下げることと年金を初めとする社会保障の削減と負担増によって苦しめられ、日本経済は低迷している云々がございます。国民の生活実感というのは今の状況の中で感じていらっしゃる方、また、まだまだ御自身がそういった思いになられない方多くいらっしゃるというふうにも思っております。この年金問題につきましては、現在も裏面のところにもありましたけれども、どこに行ってしまったのか、消えた年金問題ということで、今、国も早急にこの問題については調べている状態もあります。年金についての問題は個々の問題だけではない部分が、大変趣旨もわかりますけれども、今回、これは国に対しての問題としての意見書提出という段階ではないというふうに公明会派としては不採択をお願いします。

○佐藤委員

私は陳情第38号、採択でお願いしたいと。この間、国民年金の2.5%切り下げという形で段階的に進められておりますけれども、市民の皆さんの意見を聞くにつれて、やはり大変な思いで生活をしていると、そんな声をあちらこちらで年金に関しては聞くわけであります。

さらにこの間、消費税や円高等もありまして、ますますもって大変な生活を送らざるを得ないという点ではこの切り下げをやめることは当然だというふうに思いますし、同時にこの間最低保障年金の問題は各党違いがあっても1つの大きなテーマになってきたわけです。しかし、なかなかどのようにそうした形をつくっていくかということとはまとまらないのが今の現状であります。

ここにあるように、当面国庫負担分について高齢者年金を支給して、とりあえず無年金者をなくすというのは多くのところで合意できる中身ではないかなというふうに私は思います。そんなことから私はこの陳情に賛成したいというふうに思います。以上です。

○石川委員

年金制度というのは、なかなかこれから先大変な問題ではございますが、政府・与党、自民党政権はその年金を確実にしようと、社会保障をしっかりとやろうということで消費税も10%へと向かっておるわけであります。その財源がない中で、それぞれ年金は切り捨てるなとかそういうことを言っておりますが、年金制度というのはそれぞれ物価が上がったときには上がる、下がったときには下がるという制度になっておるんですが、今までの政権の中で、物価が下がっていても年金は下げなかったという状況がある中でございますので、年金制度をしっかりとやろうと思えば、ここに書いてありますように消費税10%を中止しろということの論調には賛成できませんので、これは不採択でお願いいたします。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第38号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第38号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第38号 年金制度に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

陳情第39号 介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第39号 介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情書について、陳情書にもありますように、介護認定要支援の訪問介護、通所介護のみ介護保険から外され、現状のサービスが受けられなくなり、新しい総合計画の中にいろいろな介護状態を何となく当てはめていこうじゃないかというこの施策、高齢者にとって安心できる介護保険制度改正とは全く思えません。よって知立政策研究会はこの陳情を賛成とさせていただきます。

○杉山委員

陳情第39号 介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして不採択でお話をさせていただきます。

趣旨のところでは、今回の法律の中での介護法の改正に対しましての御意見を述べられております。その中で特養の老人ホームの入所要介護3以上という限定という数字も出ております。そしてまた、ひとり暮らしの高齢者のひきこもり、認知症の遂行、家族介護の負担増などが心配される、

この部分では今の高齢者の方々の認知症、徘徊等も含めて家族の方の負担を増減しないような形の施策を今一生懸命国でも、また市の自治体でも提案しているところでもあります。いろんな意味での疑問、そしてまた不満、そしてこれから改善する部分はたくさんあるかと思いますが、今回国に対してまだまだ自治体としても、また個人としてもいろんな施策を中心にしながらやるべき分がまだあると思いますので、陳情書の提出に対しましては不採択とさせていただきます。

○佐藤委員

私はこの陳情、この39号に賛成であります。介護保険制度に関する意見書提出を求める陳情書。

介護保険の国庫負担をふやす問題ですけれども、要介護サービスの給付が人数もふえる中でふえていくわけですね、それを保険制度の枠組みの中だけでやろうと思えば、当然のことながら保険料が引き上がっていく、こういう関係にあります。とりわけ知立市においては調整交付金の5%について、5%もらえない、調整交付金なので、これは絶えず議会でも指摘してきたところでありますけれども、いずれにしても、ここで国庫負担がふえなければ、これから青天井のように保険料が引き上がっていくのではないかなというようなことを含めて、ぜひ改善していただきたいなというふうに思いますし、この軽度者の問題については、昨年の東海議長会の中だったと思いますけど、こうした要支援の方たちを外すことについて、外すなという陳情も議長会の中で出されているとおりであります。そうしたことを含めて、軽度者については介護外しをやめると同時に、新しい事業の中でちゃんと専門的なサービスが受けられるよう、そういうことが求められているのではないかなというふうに私は思います。ですから今回の中でもそうした懸念があって、たくさんの附帯決議がついたわけありますので、そうした趣旨から見ても、問題のある来年度以降の改正だなというふうに思っております。そんなことでこの陳情には賛成したいというふうに思います。

以上です。

○石川委員

市政会を代表しまして不採択でお願いしたいと思います。介護制度というのは、大変これから高齢化社会を迎えるに当たって全く必要な事柄であります。全てを国庫負担とっておっても打ち出の金づちがあるわけではなくて、財源がとにかく伴わなかったらやれないわけでありまして、したがってそれぞれ今応分の負担もしていただかなくはならないというせっぱ詰まったところにあるわけであります。皆さん余り財源の議論をやりませんが、1,000兆円の借金があるという国は世界では日本しかないのであります。そのことも踏まえれば、何でもかんでも国家で負担しろというのは、これは大変なことでもあります。

介護制度もいろいろな部分がありながら、改正改正をしながら現状へ来ておるわけでありまして、これをこのままとめてしまうというわけにはいきません。それで国庫補助をふやせ負担をふやせというのは、そればかりのことを言っておってはこの制度自体が崩壊してしまうということでもあります。したがってこの陳情には不採択でお願いいたします。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第39号について採択することに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

举手少数です。

陳情第39号について不採択とすることに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

举手多数です。したがって陳情第39号 介護保

険制度に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第40号 子ども医療費助成制度に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第40号 子ども医療費助成制度に関する意見書提出を求める陳情について、陳情第34号にもありました少子化の現状を見据え子育ての安心した環境をつくることが求められています。子どもたちの病気の早期発見、早期治療できる制度は非常に大切です。国民の健康を守るため国の制度としてしっかり取り組んでいただきたく思っております。知立政策研究会はこの陳情に賛成いたします。

○杉山委員

陳情第40号 子ども医療費助成制度に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして、この中でも子どもの人口の減少ということで、少子化ということでの問題が提起されております。子どもが歯が痛いと言っているのを我慢しなさいと言わなければならないのがつらい、この辺の御意見等の問題もございますが、親として子どもが病気になればいち早く病院に連れていきたい、そういった医療のことを心配することなくという思いは一緒でございます。

しかし、今出産のときも出産一時金等の増額とか、またいろんな部分での中学生の無料化の中で自治体が苦勞されている部分が多いわけですが、まずはこの一つ一つを目的を持ちながら取り組んでいくということについてはすごく思います。趣旨の点でも陳情項目に対しましても同意する部分もございますが、まだまだ国としての助成のあり方、そしてそこまで財源として取れるのかということの不安もあります。今回こちらは公明会派としては不採択でお願いいたします。

○石川委員

市政会におきましては不採択でお願いいたします。これに対しても趣旨はわかるんですが、先ほどから申しておりますように財源を全部国に

ということでもなかなかこれは困難なことでありますので、そういう面から先ほど申し上げましたように、お金がないときにそれ以上のことができるかということでもありますので、不採択でお願いいたします。

○佐藤委員

子ども医療費の無料化ですね、これは18歳までというふうになってますけれども、いずれにしても、今全国の市町村などが力を合わせながら子ども医療費の無料制度の拡充を図っているところであります。そうした中であって、国がそうした部分についてさらなる拡充を図ることは当然だというふうに思います。

さらに下の段で、この点でそうしたことをやった場合に国庫負担金いわゆる減額ペナルティー、この間、一般質問の中でも明石議員がありましたけれども、そうした不当なことがやられているわけですね。

それと財源の問題について絶えずあるわけです。今の枠組みではなかなか困難だなというのが私どもの実感ではありますけれども、1つはやっぱり応能負担の原則を徹底することと、行き過ぎた企業に対する優遇税制を改めることなどを含めて財源の確保と同時に、1,000兆円といっても国民が許してきたという側面があったにしても、98年の日銀総裁の前川リポートのようにアメリカに対して内需拡大を約束し、そして公共事業を湯水のように地方に打ってきた、そのついでが1,000兆円という形になっているということをぜひ見てほしいのと、私はそうしたことを含めて従来の財源確保のやり方だけでは限界があるし、私どもはそうした点でかじを切りながら社会保障を充実させると同時に財政再建への道を開く、そうした中でこうした点で国にぜひとも社会保障の充実を迫っていきたい、そんな思いでこの陳情40号については賛成するものであります。以上であります。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第40号について採択することに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第40号について不採択とすることに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第40号 子ども医療費助成制度に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

陳情第41号 新たな患者負担増に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第41号 新たな患者負担増に関する意見書提出を求める陳情書について、陳情内容にも書かれておりますように、入院の給食費が自己負担をふやすことで患者の負担が増大するわけですね。そうしますと早期の退院をしなければならないことが心配されます。入院医療から在宅医療につながるということで、患者にとってそれが本当にいいことなのかどうか、本当にそれが健康なのか、少しまた疑問になってまいります。知立政策研究会はこの新たな患者負担増への中止を求める意見書に賛成いたしたいと思います。

○杉山委員

陳情第41号 新たな患者負担増に関する意見書提出を求める陳情書に関しましては、裏面の意見書案にございます特に入院給食費は病院から在宅へ医療から介護への流れを強める地域包括ケアシステムの中で病院と在宅との費用負担を公平化するとの名目で負担増が検討されている云々ございます。現在、地域包括ケアセンターやシステムの中でこういった医療・介護の在宅へ向かう中での

検討が進められているという中身の部分がまだこれからの部分もありますし、当然こういった負担になる部分というのは抑えていかなくちやいけないうということも感じます。まだ検討中ということも含めて今回不採択ということをお願いいたします。

○石川委員

市政会におきましては、この陳情第41号は不採択をお願いいたします。先ほどおっしゃいましたように、入院されている方の給食費というのは、いろいろな治療の面での部分もございますが、やはりこれは利用者の負担というはある程度はあってもいいわけでありまして、応能負担、先ほどおっしゃいました。全くこれも入院されている方の応能負担でありまして、もちろん支払いができない方については食費軽減の制度もありますので、ましてやこれを上げるなというようなことは、先ほど私が申ししておりましたように、いろんなものを随分財源的に大変なであります。消費税を見送ったということは大変いろんなことにしわ寄せがあるということですので、不採択をお願い申し上げます。

○佐藤委員

まずこの陳情第41号、医食同源という言葉が昔からあります。病気に対する治療は、医療と同時に食にありと。きょうも健康21がありまして、その中に食事に関する食育という項目もあったわけでありまして。健康な人であってもそうであります。しかし、病人というのは入院に際して、それにふさわしい食事の中で薬だけではない、サポートが要るわけですね。これは食事はどこでも食べるから有料にしても当たり前なんだと、患者負担をふやすことが当たり前なんだという議論もありますけれども、厳密に見れば、医食同源と、入院給食費というものは、当然費用負担をどんどんふやすべきではないと。先ほども財源がありましたけれども、私どもは先ほど述べたような形での財源提案もしておりますので、そうしたことも見ていただいて、ぜひともそんな形でやりたいと。

また、後期高齢者の食事についても、今後厚生

労働省の部会の中でそうした検討もなされているにしろ年給は削られ、そしてこうした負担がどんどんふえていく、本当にそれでいいのかということが一つ一つの施策の中に絶えず問われているわけでありまして、そうしたことも見る中で、私はこの陳情は採択すべきだと考えております。以上であります。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第41号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第41号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第41号 新たな患者負担増に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

陳情第42号 病棟転換型居住系施設に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第42号 病棟転換型居住系施設に関する意見書提出を求める陳情書についてですけども、現在あります精神科病院の病棟の一部を介護施設などの病棟転換型居住系施設に転換する構想が実現すれば、精神科病院に長期入院している人たちは地域に帰れず、同じところにとどまることになります。障害者権利条約第19条では、障がいのある全ての人に対し他の者との平等の選択の自由を持って地域社会で生活する平等の権利を認めており

ます。長期入院を強いられていた方々が転換施設に引き続き居住することは許されることではありません。新たな転換施設に認知症の方々が吸い込まれる危険性が指摘されております。ますますふえる認知症対策かもわかりませんが、病棟転換型居住系施設の構想の撤回を求めることに知立政策研究会は賛成とします。

○杉山委員

陳情第42号 病棟転換型居住系施設に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして、この陳情が出るまで不勉強でこの内容の部分がよく把握されておりませんでした。精神科病棟の居住系の施設に転換するこういった病棟転換型の居住系施設という構想が論議されているという内容でありました。

認知症全般の方々の根幹を揺るがす愚策にほかならないという点の部分では、この施設の内容等がこういった条約違反に規定する内容なのかどうか、国際的批判を浴びることは火を見るよりも明らかだというふうには趣旨の中で述べられておりますけれども、決してそういったものが施設であってはならないという部分は、そのまま思います。ただ、この検討会でまだ内容等も含めて論議もされている中で、今の時点でまだ意見書というのは必要ではない、またしっかりと勉強してまいりますけれども、今回の意見書提出に対しましては不採択とさせていただきます。

○石川委員

市議会も不採択でお願いいたします。余り内容がわからん部分があるんでございますけれども、いろいろまだこれから議論が先かなと思いますので、今まだわからんまま採択するわけにもいきません。不採択でお願いいたします。

○佐藤委員

私はこの陳情第42号に賛成したいなというふうに思うんです。今、精神障がいの方々に限らず、諸外国を見ると、やはり病院、そうしたところからではなくて地域に帰ると。それも障がいを負っている方が選択権を狭めることなく選択できるということが大切ではないかなというふうに思

います。こうした形で、ある意味でこれは矛盾があつて、なかなかそこどころがどういう施策を打っていいのかという点で私は国としても迷いのあるような中身ではないかなというふうに認識しているわけです。

先ほどの第3期の障がい者計画の中で西三河、先ほどありましたよね、ああいう形で、あれは病院ではなくて相談から次のところまでというような形で一方ではそういうものも出されている、そんな中でこれをぐっと推し進めることについては私はいかがかなと。基本的な考え方としては、やはり病院から地域に帰ると、ただその受け皿づくりも容易なことではないということも私は承知しております。しかしながら、基本的な方向がそうしたところになんといけなのではないか、そんなことから私はこの陳情に採択をお願いしたいというふうに思います。

○稲垣委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午後3時56分

再開 午後4時06分

○稲垣委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第42号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手少数です。

次に陳情第42号について不採択とすることに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○稲垣委員長

挙手多数です。したがって陳情第42号 病棟転換型居住系施設に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択とすべきものと決定しました。

陳情第43号 介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第43号 介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書、介護職員処遇改善は緊急の問題だと思います。介護職員の賃金の水準は他の産業と比較しても低水準で、人材確保が困難であります。介護施設がつくられましてもそこで働く人がいなくて開所できないという施設もあります。期日制限がある国の制度で、国の責任として処遇改善をしたことがありますけれども、恒久的な財源を確保していただき、高齢者対策、安定した福祉施策としていただきたいと思います、この陳情に知立政策研究会は賛成といたします。

○杉山委員

陳情第43号 介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書に対しまして公明会派として採択とさせていただきます。

趣旨にも述べられておりますように、186回の国会におきまして、全党、野党会派全員一致によりまして法律ができました。その間も含めてすぐれた人材の確保、そしてまた賃金の問題等処遇改善が必要な部分がまだまだという点であります。今回、陳情項目も含めまして公明会派として賛成させていただきますので、よろしくお願いします。

○石川委員

先ほどはどうも大変失礼いたしました。陳情第43号、私どもは採択でお願いしたいと思います。その中でも全額国庫負担でということはいろいろ困難な面があると思いますが、福祉労働者の処遇改善というのは、いろいろ叫ばれている中でなかなか定着しないという部分があります。したがって、そういう部分での改善、処遇の改善というのは必要なことだと思いますので、全額国庫負担とかいうところはちょっといただけませんが、

待遇改善ということを優先しながら採択でお願いしたいと思います。

○佐藤委員

私は陳情第43号、介護労働者の処遇改善と、この間議会にはこの種の陳情が出されまして、全会一致で採択をされてきたところであります。この西三河でも30床の特別養護老人ホームをつくり開所しようとしたと。ところが、開所しようとしたが、介護労働者を募集しても集まらないという事態も生まれていると。それはとりもなおさず介護労働者における賃金が低い等含めて処遇改善が進んでないことが一番の原因ではないかと。増大する高齢者、また給付を求める人々がふえる中で、その大もとはやはり人材であります。その人材である介護労働者が劣悪な状況に置かれていては介護の土俵も脆弱になるばかりだというふうに思います。そんなことを含めて、ぜひ国においては早急に処遇改善を実施してほしいと、このように思い採択をお願いします。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第43号について採択することに賛成の委員は挙手願います。

（賛成者挙手）

○稲垣委員長

挙手全員です。したがって陳情第43号 介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書の件は採択すべきものと決定しました。

陳情第44号 生活保護に関する意見書提出を求める陳情書の件を議題とします。

御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

○高木委員

陳情第44号について、生活保護に関する意見書提出を求める陳情書についてですけれども、意見書

にも書かれておりますように、2013年8月から始まった生活保護基準の引き下げは、食費、光熱費、衣類など生活費そのもので、最低生活費が引き下げられることで生活困窮世帯はさらに生活に追い詰められています。そもそも生活保護制度は生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものに、自立を助長することを目的としています。生活保護基準をもとに戻すに当たり、全国で集団提訴が起こっているようで、愛知県で7月に提訴とのことです。知立政策研究会は生活保護基準をもとに戻す意見書の陳情に賛成といたします。

○杉山委員

陳情第44号 生活保護に関する意見書提出を求める陳情書であります。最大のセーフティネットとしての生活保護に関するたくさんの市民の方でもこうした状況に対するお話もございます。しかしながら、私たち党派としても、貧困にならないような教育支援とか、また就労支援、ありとあらゆる手だて、施策等の勉強しながら、こういった生活保護に陥ってしまった方への支援の施策を提案させていただいております。この間、金額的な部分での生活に対する食費、光熱費下げられた部分もありますけれども、またこの貧困から逃れられるような形での施策をさらに中心にしながら頑張っていきたいと思っております。今回この陳情書に対しましては不採択でお願いいたします。

○石川委員

市政会是不採択でお願いしたいと思います。生活保護の基準というのは、いろいろ議論する中で、やはり一部のところからも一生懸命働いている人よりもようけもらわないかというような意見もあります。これは、それだけが全部正しいというわけではありませんが、やっぱり働く意欲等を持ってもらわなくてはいけない、働ける人には働いていただかなくてはならないということで、そのほかいろいろと本当にお困りな方についてはセーフティネットがちゃんと準備されておりますし、憲法に違反するようなことはございません。した

がいまして今必要なのはもとへ戻せなんていうことをやっておりますと、いつまでたっても改善はされませんので、この件については不採択でお願いいたします。

○佐藤委員

陳情第44号 生活保護に関する意見書提出を求める陳情書、これについてはここに書いているとおり、生活保護は全ての社会保障の土台だということであります。これが切り下げられることによって、これに連動して引き下げやそういうこともあるわけであります。最賃などとの関係もこの間生活保護費の関係で決められるという側面もあります。私つい最近、今雇用情勢が、非正規が若者に4割近く達していると、真面目に非正規で地方から出てきてトヨタで働いていたと。しかしながら、体を壊したということもあって、たちまち日雇い派遣やそういうことをやりながら食いつないでおったんだけど、体を壊す非正規という土俵の中で正規の採用がなかなかできないと。体を壊したら途端に命綱である生活を賄うそうしたお金がなくなってしまう、そんな現状があるわけですね。これがセーフティネットとして機能し、なおかつ憲法で定められた最低保障が私は必要だと思うんです。

この間、生活保護費の給付削減については、物価が下がったということが最大の理由とされました。その中身は、この議会でもあったように生活保護受給者の生活とは縁もゆかりもないようなパソコン等の値段が下がったことを根拠にして生活保護費削減が妥当だというようなことが論理づけられて削減になったということは、これは皆さん御承知のとおりであります。しかし、今日では円安が進み、物価もどんどん上がってしまうというような状況であります。この削減を決めたときの状況とは一転しているわけであります。そんなことを含めて、そうした削減の根拠が崩れた以上は、当然のことながらこれをもとに戻すというのは当たり前の論理だというふうに私は思っております。そんなことを含めて陳情第44号はぜひ採択をお願いしたいなというふうに思います。以上であります。

す。

○稲垣委員長

次に自由討議に入ります。本件に対する自由討議の発言を許します。

（「自由討議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それではこれより採決します。

陳情第44号について採択することに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

举手少数です。

次に陳情第44号について不採択とすることに賛成の委員は举手願います。

（賛成者举手）

○稲垣委員長

举手多数です。したがって陳情第44号 生活保護に関する意見書提出を求める陳情書の件は不採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い意見書の文案について御協議願います。

陳情第36号 愛知県に対し医療提供体制に関する意見書提出を求める陳情書の意見書の文案につきましては添付されている文案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては、添付されている案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

陳情第43号 介護・福祉労働者の処遇改善に関する意見書提出を求める陳情書の意見書文案につきましては添付されている文案でよろしいでし

うか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

異議ないようですので、そのように決定しました。

提出先につきましては添付されている案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議ないようですので、そのように決定しました。

意見書の議案につきましては、提出者は副委員長、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員とし、最終日に議員提出議案として上程いたします。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲垣委員長

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で市民福祉委員会を閉会します。

閉会 午後4時19分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 27年 3月 30日

知立市議会市民福祉委員会

委員長 稲垣 達雄